

# 付属資料目次

資料 1	新しい公益法人制度の経緯 .....	38
資料 2	委員会委員名簿 .....	46
資料 3	委員会の事務・権限 .....	47
資料 4	委員会の組織・運営に関する法令等 .....	49
資料 5	審議の基本方針 .....	52
資料 6	審議の中立性・公正性の確保について .....	52
資料 7	監督の基本的考え方 .....	53
資料 8	委員長の新年の御挨拶（平成27年1月1日） .....	55
資料 9	立入検査における主な指摘事項を踏まえて .....	56
資料 10	「法人との対話」について .....	61
資料 11	「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル .....	64
資料 12	スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会について .....	66
資料 13	内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について .....	67
資料 14	公益法人の会計に関する諸課題の検討について .....	71
資料 15	「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告）」 の公表 .....	74
資料 16	平成27年度会計研究会のテーマ .....	121
資料 17	「各行政庁公益法人行政主管部局一覧」 .....	123
資料 18	都道府県の合議制機関の委員名簿 .....	124

## <付属資料1> 「新しい公益法人制度の経緯」

### 委員会設置までの経緯

- 平成14年3月29日
  - ・ 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
    - 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
  - ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定
- 14年11月  
「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成15年1月まで計7回開催）
- 15年6月27日  
「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15年11月～
  - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
  - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
- 16年11月19日 「有識者会議報告書」  
有識者会議26回、非営利法人WG14回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16年12月24日  
「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17年12月24日  
「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成18年通常国会に提出することを明記
- 18年3月10日  
「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18年5月26日  
「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18年6月2日  
「公益法人制度改革関連三法」の公布
- 18年8月15日  
「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を閣議決定
- 18年10月26日  
「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸 日本公認会計協会常務理事）立上げ（全10回開催。平成19年3月29日検討結果取りまとめ）

- 19年1月19日  
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）、22日（参議院本会議）  
第一期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第一期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- ◆ 19年4月1日
  - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
  - ・ 第一期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 19年4月2日
  - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に佐竹正幸委員を指名
  - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
  - ・ 公益認定等委員会運営規則（公益認定等委員会決定第1号）
- ◆ 19年4月13日  
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- ◆ 19年6月15日  
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- ◆ 19年10月19日  
「公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について」（公益認定等委員会決定第2号）
- ◆ 20年4月11日  
**公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定**
- 20年4月23日  
内閣府新公益法人行政準備室長が各都道府県あてに府益準第3号を発出。内閣府が公益認定等ガイドラインを審査基準とすることを連絡するとともに、これに基づく制度の適正な運用を要請
- ◆ 20年10月10日  
公益認定等委員会が公益認定等ガイドラインを改正するとともに、新たに「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を決定
- 20年10月15日  
内閣府新公益法人行政準備室が各都道府県あてに府益準第13号を発出。一部改正後の公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を内閣府が審査基準とすることを連絡するとともに、引き続きこれらに基づく制度の適正な運用を要請

- ◆○ 20年12月1日
  - ・ **新公益法人制度の施行**（内閣府公益法人行政担当室が発足）
  - ・ 「新制度施行に当たっての委員長談話」を発出
  - ・ 内閣官房長官の下で開催された行政支出総点検会議が「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を取りまとめ公表
- 20年12月26日  
変更認定・変更認可等についてFAQを追加
- 21年1月30日  
監事の報酬等についてFAQを追加
- 21年3月27日  
公益目的事業か否かの判断についてFAQを追加
- 21年4月17日  
役員の交代等についてFAQを追加
- 21年9月25日  
特定の学校の在学生への奨学金及び医療事業についてFAQを追加
- ◆○ 21年11月1日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第64号）を施行。認定基準において特別の利益を与えてはならないこととされている関係者としての子法人及び親法人等に一般財団法人が含まれることを明確化
- ◆ 21年11月26日  
「公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話～民による公益の増進を目指して～」を発出
- 21年12月2日  
定款の変更の案の作成についてFAQを追加
- 21年12月24日  
「立入検査の考え方」を公表
- 21年12月25日  
「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を閣議決定
- 22年1月29日  
上部団体への負担金等についてFAQを追加
- 22年3月1日  
役員等に対する報酬等についてFAQを追加
- 22年3月25日（衆議院本会議）、26日（参議院本会議）  
第二期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第二期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 22年4月1日  
第二期公益認定等委員会の委員7名が鳩山内閣総理大臣から任命
- ◆ 22年4月2日  
第93回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名
- ◆ 22年4月22日  
日本記者クラブにおける委員長の記者会見
- 22年5月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第2弾」）
- ◆○ 22年6月18日
  - ・第101回委員会に蓮舫大臣が出席、挨拶
  - ・行政刷新担当大臣名で「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表
- 22年7月22日  
移行申請を促進する大臣メッセージの発出
- 22年10月21日  
法人から移行登記日の希望があった場合に処分日の調整を行うことを公表
- 22年11月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第3弾」）
- ◆ 22年12月1日  
委員長メッセージ「新公益法人制度施行三年目を迎えて～民による公益の増進を目指して～」を発出
- ◆ 23年1月1日  
公益活動に関する大臣メッセージ及び委員長メッセージの発出
- 23年2月9日  
各府省に対し、法人に対する支出や権限付与の内容等について、公益法人又は一般法人へ移行後の事後チェックを行うよう要請する通知（府益担第1560号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）を発出
- 23年3月11日  
14時46分、東日本大震災発生（公益認定等委員会が予定されていたが、中止）
- ◆ 23年3月31日  
「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出
- 23年5月20日  
公益法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第174号）。

- ◆ 23年5月27日  
委員長メッセージ「移行期間の折返しを迎えて」を発出
- 23年6月10日  
公益法人等に対する寄附金（東日本大震災により滅失又は損壊した建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。））が指定寄附金となる（財務省告示第204号）。
- 23年6月24日  
公益財団法人ヤマト福祉財団に対する寄附金（東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金）が指定寄附金となる（財務省告示第209号）。
- 23年6月30日  
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の公布・施行により、公益社団・財団法人のうち一定の要件を満たすことについて行政庁の証明を受けた法人に対する個人の寄附金について、税額控除が選択適用できる制度を導入
- 23年7月12日  
内閣府公益法人行政担当室において、「政府系公益法人の見直しについて」を取りまとめて公表
- 23年8月1日  
行政庁である内閣府として行政手続法に定める標準処理期間（移行認定・移行認可・新規認定：4か月、変更認定・変更認可：40日）を設定し、公表
- 23年9月12日  
介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業についてFAQを追加
- 23年11月29日  
早期申請を促進する大臣メッセージの発出
- ◆ 23年12月1日  
委員会だよりの紙面をリニューアル（公益法人の活動紹介を開始）した上で、以降は毎月発行
- ◆ 23年12月22日  
移行審査に当たっての確認事項（役員選任手続、国・独立行政法人からの補助金・委託費等、検査検定・資格認定等事業関係）について申請（予定）法人に事務連絡を発出
- ◆ 24年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆○ 24年4月1日  
委員長メッセージ「新年度を迎えて」を発出
- 24年6月1日  
「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（行政改革実行本部決定）

- ◆ 24年7月24日  
委員長メッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」の発出
- 24年8月1日  
控除対象財産関係及び法人会計の黒字関係についてFAQを追加
- 24年9月28日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて公表
- 24年11月6日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する支出の全体像について公表
- 24年11月19日  
同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い等について、都道府県の意見を踏まえてFAQを修正・追加
- 24年11月27日  
大臣メッセージ「新公益法人制度移行期間は残り1年」を発出
- 24年11月30日
  - ・ 移行登記希望の沿った処分日の調整について、平成26年4月1日の移行登記希望まで対応することを基本とすることを公表
  - ・ 東日本大震災の影響により、移行期間内に申請に必要な書類を整えることが困難な特例民法法人からの申請について、行政手続法上の「補正」により対応することが適当であることを被災県に通知（府益担第9026号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
- ◆ 25年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆ 25年1月18日  
第222回委員会に稲田朋美大臣が出席、挨拶
- ◆○ 25年1月23日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第1号）の施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は収益計上しないことができること等の措置を規定
- ◆ 25年1月29日  
シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催
- ◆ 25年2月8日  
委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を発出

### **第三期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 25年4月1日  
第三期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 25年4月5日  
第233回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を

## 指名

- 25年4月12日  
「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
- ◆ 25年4月29日  
山下委員長の英国チャリティ委員会訪問
- 25年5月31日  
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第167号）の閣議決定。公益法人が募集する寄附金のうち、一定の要件を満たしていることについて行政庁の確認を受けた場合は、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しない旨の措置が講じられた（当該措置は、平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入から適用）。
- ◆ 25年6月14日  
「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施（以降、6月21日、7月12日、19日、26日に実施）
- 25年6月3日  
共済事業についてFAQを追加
- ◆ 25年7月12日  
「公益法人の会計に関する研究会」を設置
- ◆ 25年7月23日  
「公益法人の自己規律について」を公表
- ◆ 25年8月29日  
「『公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換』を踏まえた現状と課題」を公表
- 25年10月31日  
移行期間の満了による特例民法法人の解散に伴う旧主務官庁の対応について各都道府県に通知（府益担第6648号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）  
なお、同日、各府省庁及び最高裁判所事務総局にも事務連絡を发出
- ◆○ 25年11月30日  
5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
- 25年12月10日  
大臣メッセージ「公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって」を发出
- 25年12月25日  
行政改革推進本部において、平成24年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況について公表
- ◆ 26年1月1日  
・委員長メッセージ「ポスト移行期間の新年に」を发出
- ◆○ 26年3月3日  
・公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第13号）を施行。公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、



国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる旨の規定を追加。

- ・公益目的事業財産についてFAQを追加

- ◆ 26年4月18日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表、意見募集（5月31日まで）
- ◆ 26年5月23日  
「スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会」を開催
- ◆ 26年6月24日  
法人関係者と「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見交換会を開催
- ◆ 26年7月4日  
「「民による公益増進」のためのラウンドテーブル」を開催
- ◆ 26年10月20日  
「公益認定等委員会の活動状況 平成25年度」を公表
- ◆ 27年1月19日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について」を公表
- ◆ 27年1月27日  
法人訪問第1回「（公財）世界自然保護基金ジャパンと内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 27年2月12日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の公表、意見募集（3月12日まで）
- ◆ 27年3月20日  
法人訪問第2回「（公財）日本フィルハーモニー交響楽団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 27年3月26日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）に関する御意見について」を公表
- ◆ 27年3月27日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（日程追加）」を公表

<付属資料2>

「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第三期) 平成25年4月1日から28年3月31日

	あめみや	たかこ	
○※	雨宮	孝子	元 明治学院大学大学院法務職研究科教授
	かどの	いずみ	
	門野	泉	清泉女子大学理事・名誉教授
	きたち	たつあき	
	北地	達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
	こもり	みきお	
※	小森	幹夫	公認会計士、前 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	ほり	ゆたか	
	堀	裕	弁護士、千葉大学理事・副学長
	めぐみ	さゆり	
※	恵	小百合	江戸川大学名誉教授
	やました	とおる	
◎	山下	徹	NTT データ取締役相談役

◎：委員長 ○：委員長代理

※常勤委員

(注) 肩書は、平成27年3月31日時点

## ＜付属資料3＞

## 「委員会の事務・権限」

### ◆認定法に基づくもの

#### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（認定法 § 43）。

- (1) 公益認定の申請（§ 7 I）、変更の認定の申請（§ 11 I）又は合併による地位の承継の認可の申請（§ 25 I）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 公益法人が任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、必要な措置をとるべき旨の勧告（§ 28 I）、勧告に係る措置をとるべきことの命令（§ 28 III）又は公益認定の取消し（§ 29 I・II）をしようとする場合（これらの措置を受ける公益法人が欠格事由に該当する場合等を除く。）
- (3) 認定法の規定により委任された公益認定の基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (4) 地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事に対して公益認定の取消しその他の措置を行うべき指示（§ 60）を行おうとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

#### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 44）。

#### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、変更の届出（§ 13 I）、合併等の届出（§ 24 I）、解散等の届出（§ 26）に係る書類の写し及び提出を受けた財産目録等（§ 22 I）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 45 I）。
- (2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見（§ 31）を委員会に通知しなければならない（§ 45 II）。
- (3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 45 III）。

#### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、公益法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 27 I、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する（§ 59 I）。

#### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付等を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、公益法人が認定の取消事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 46）。

#### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 47）。

## ◆整備法に基づくもの

### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（整備法 § 133 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）。

- (1) 移行認定申請（§ 44）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 移行認可申請（§ 45）又は変更認可申請（§ 125 Ⅰ）に対する処分をしようとする場合（行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (3) 行政庁の勧告（§ 129 Ⅰ）を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことの命令（§ 129 Ⅱ）又は認可の取消し（§ 131 Ⅰ）をしようとする場合（公益目的支出計画の変更の届出（§ 125 Ⅲ）等をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合を除く。）
- (4) 整備法の規定により委任された、都道府県の合議制の機関が諮問を要しないと認めるときの基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、認可の取消しについての行政不服審査法による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 134）。

### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、公益目的支出計画の変更等の届出（§ 125 Ⅲ）、合併等の届出（§ 126 Ⅰ）、移行法人が公益認定を受けた場合の届出（§ 132 Ⅱ）に係る書類の写し並びに提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（§ 127 Ⅲ）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 135 Ⅰ）。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 135 Ⅱ）。

### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、移行法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 128 Ⅰ）を委員会に委任する（§ 143 Ⅰ）。

### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、移行法人が公益目的支出計画が適正であること等の基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 136）。

### 5. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 137）。

## <付属資料4>

## 「委員会の組織・運営に関する法令等」

### ◎認定法（抄）

#### （設置及び権限）

第32条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### （事務局）

第42条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

#### （資料提出その他の協力）

第47条 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### （政令への委任）

第49条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

### ◎公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （専門委員）

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

#### （部会）

第2条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### （議事）

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

#### （事務局次長）

第4条 委員会の事務局に、事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

#### （事務局の内部組織の細目）

第5条 前条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎公益認定等委員会事務局組織規則（平成19年内閣府令第22号）

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則を次のように定める。

(事務局に置く課等)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第2条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 局務の総合調整に関すること。
- 三 委員会の人事に関すること。
- 四 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。
- 五 委員会所属の物品の管理に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 八 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 広報に関すること。

十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これらを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問並びに内閣総理大臣への勧告に関すること（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、局務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審査監督官の職務)

第3条 審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

(企画官)

第4条 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎委員会運営規則（平成19年4月2日公益認定等委員会決定第1号）

(総則)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、相当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第4条 委員会に対する諮問は、内閣総理大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が内閣総理大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第43条第1項、第2項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
- 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第133条第2項、第3項第1号及び第2号並びに第4項に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行する。

## <付属資料5>

### 「審議の基本方針」

平成 19 年 4 月 13 日  
公益認定等委員会

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

注 柱書の記述は、公益認定法第 1 条（目的）から抜粋

## <付属資料6>

### 「審議の中立性・公正性の確保について」

平成 19 年 10 月 19 日  
公益認定等委員会決定第 2 号

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。



## <付属資料7>

### 監督の基本的考え方

平成20年11月21日

内閣府

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、国の監督機関（行政庁たる内閣総理大臣及び法律で内閣総理大臣の権限を委任された公益認定等委員会）は、次のような考え方で新公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

なお、移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人をいう。以下同じ。）については公益目的支出計画の履行を確保する観点から監督を行うこととされており、移行法人が公益の目的のための支出（整備法第119条第2項第1号各号の支出をいう。）を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として新公益法人の監督に準じた考え方で監督を行う。

#### 注 監督の具体的措置の範囲

「監督」は、公益認定（新規、移行）、移行認可の登記終了後、行政庁及び法律で行政庁の権限を委任等された合議制の機関が、新公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、また、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、行うものである。

新公益法人については、公益法人認定法では第2章第3節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も新公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的措置と

して捉えることとする。

移行法人については、整備法第 123 条第 2 項に監督の根拠規定が置かれ、更に公益目的支出計画の変更の認可、公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定が置かれており、これらを監督の具体的措置として捉えることとする。



## 新年の御挨拶

公益認定等委員会委員長  
山下 徹



新年おめでとうございます。

始めに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に心より敬意を表しますとともに、公益法人制度に御理解を賜り、温かい御支援をいただいている国民の皆様には御礼を申し上げます。

さて、昨年は、新制度への移行期間が終了して初めての1年でした。公益法人制度は、新制度への移行そのものが課題であった段階から、公益認定法が掲げる「民による公益の増進と活力ある社会の実現」という理念に近づくため何をすることが課題となる新たなステージに移りました。新制度への全面切り換えは、これからその真価が問われます。

公益活動の進展と増進は、委員会としても大きな関心事項です。このため、委員会は、昨年「法人との対話」の活動方針を打ち出しました。そのポイントは、「民による公益の増進」という共通の目標のため、関係者が積極的に意思疎通を図る点にあります。

取組の中心となる直接の「対話」として、昨年7月には「寄附文化の醸成」をテーマに公益法人やNPO法人に関係する有識者とのラウンドテーブル形式のディスカッションを開催しました。

——昨年の討議では、公益法人やNPO法人などの非営利セクターが連携し、公益活動・市民活動に社会の関心と注目を集めていくための機運醸成の機会を、両制度の施行された12月を念頭に設けてはどうか、若い力も引き付けるような視点を取り入れ、例えば、公益フェスティバルのような、わくわくするようなイベントを企画実施してはどうか、といったアイデアが提起されました。当日の討論参加者からは、こうしたアイデアを民主導で検討することこそ「民による公益の増進」の趣旨に合うという趣旨の御意見が述べられました。重要な御示唆であり、関係者による今後の構想の具体化と展開に大きな期待を抱いているところです。——本年はさらに、都道府県の合議制機関の委員も交え、「民による公益の増進」について、オープンに未来志向で語り合う場の開催を検討したいと考えています。

「民による公益の増進」のためには、制度の一層の定着が必要です。公益認定法及び一般法人法は、法令と定款の下、各法人が自己規律を発揮し、自ら適切に法人運営を行うことを前提としています。法令が定める基準や仕組みの意義を公益法人関係者自らが十分意識した上で実践していただくことが重要です。委員会としても、事業年度の法人運営サイクルに合わせたタイムリーな情報提供やセミナーの開催により、適正な法人運営の支援に取り組んでいきます。

冒頭にも申し上げた公益認定法の掲げる理念を実現していくためには、公益・非営利活動が社会で果たしている役割や実績を社会に向けて積極的に発信し、広く国民に知っていただく様々な機会を提供することが重要です。制度の垣根を越え、官民が協力して連携を具体的な形にしていくことができるか、試金石であろうと思います。

本年が公益法人にとって実り多き新たな始まりの年、飛躍の年となりますよう、心より祈念いたします。

平成27年1月1日



# ～立入検査における主な指摘事項を踏まえて～

内閣府では、「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施する」としている「立入検査の考え方」(平成21年12月24日)の趣旨を踏まえ、平成26年度から立入検査の実施を本格化させているところだ。

今般、これまでに実施した立入検査の際の指摘事項等を参考に、多くの法人に共通する事項について取りまとめました。今回は、「機関運営関係」について、次回は「業務運営・手続関係」、「財務・会計関係」を掲載する予定です。



## 「立入検査」とは？

- 公益法人として遵守すべき事項に関する法人の事業の運営実態を確認する観点から行います。
- 事前通知の上、通常1日、複数名で伺います。その際には、法人運営全般や事業内容等について、役員等の方から御説明いただきます。

## 機関運営関係の指摘事項

### 1. 定時社員総会(評議員会)の開催手続きについて

#### 1 決算承認理事会と定時社員総会(評議員会)の議事録を確認したところ、同日に開催していた

##### ■解説

法人法第129条第1項(第199条で準用する場合を含む)の規定により、定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から計算書類等を備え置くこととなっていますが、当該備置き書類は理事会の承認を得たものであることが求められます。

したがって、計算書類等を承認する理事会と定時社員総会(評議員会)は、中2週間以上を開ける必要があります。



#### ★ 解決アドバイス

① テレビ会議や電話会議などにより理事会や社員総会(評議員会)を開催することも可能です。出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論ができる方法であれば許容されますが、その際には、議事録に当該方法について記録しておきましょう。

② 「決議の省略」について説明します。

- **理事会** 定款に「決議の省略」について定めを設ければ、提案された議題について書面又は電子メール等で議決に加わることのできる理事全員の同意を受け取り、かつ、監事の異議がない場合、決議がなされたものとみなすことができます。
- **社員総会及び評議員会** 社員総会は全社員の同意、評議員会は利害関係のない評議員全員の同意が必要ですが、定款の定めは不要です。

なお、理事会、社員総会(評議員会)の決議の省略について議事録の記載を忘れずに行ってください。

(詳細は、FAQ問Ⅱ-6-①、問Ⅱ-6-②、問Ⅱ-7-①を参照ください)

#### 2 定時社員総会(評議員会)の招集手続を省略する場合に、理事会決定を行っていない

##### ■解説

法人法第40条又は第183条の規定により、社員又は評議員の全員の同意があるときは、社員総会又は評議員会の招集の手続を省略することができますが、この場合に省略できるのは「招集の手続」であって、理事会による「招集の決定」は省略できません(ただし、法人法第96条による「理事会の決議の省略」によって招集を決定することは可能です)。

#### 3 定時社員総会(評議員会)の招集通知に際して、計算書類等を提供していない

##### ■解説

法人法第125条(第199条で準用する場合を含む)の規定により、定時社員総会又は定時評議員会の招集通知に際しては、理事会の承認を受けた計算書類等を社員又は評議員に提供しなければならないとされています。



## 2. その他

### 4 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、又は議事録に記載がなく実施の確認ができない

#### ■解説

法人法第91条第2項の規定により、代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされています。なお、当該報告は、同法第98条第1項による理事会への報告の省略の対象外となっています(同条第2項)。

### 5 役員の選任に際し、個別に採決せず、一括で決議していた

#### ■解説

役員等の選任に当たっては、一人一人の役員等の選任議案について議決権を行使できることから、複数人を一括で決議することなく、それぞれの役員等について個別に決議を要します(「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会)」II 4を参照)。



### 6 議事録の作成・保存の不備(記載事項、記名・押印等)

#### ■解説

理事会については、法人法第95条第3項及び第97条、社員総会又は評議員会については、第57条及び第193条により議事録の作成と主たる事務所への備置きが規定されており、法務省令において開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した役員等の氏名、議長が存する場合の氏名等の記載すべき事項が規定されています(同法施行規則第11条、第15条、第60条)。



「公益法人information」内【公益法人の皆様へ】に、法人運営に役立つパンフレットを掲載しています



- ①公益法人の各機関の役割と責任
- ②移行後の法人の業務運営と監督について
- ③社員総会、評議員会の開催日程



【公益法人・移行法人の運営について】

制度の理窟を解説するなど、公益法人が自律的な法人運営を  
つために役立つ資料を掲載しています。

- ① 公益法人の各機関の役割と責任 (PDF/375KB:新しいウィンドウが開きます)
  - 理事・理事会、監事、評議員・評議員会などの役割と責任を解説しています。
- ② 移行後の法人の業務運営と監督について (PDF/3,612KB:新しいウィンドウが開きます)
  - 公益法人・移行法人の業務運営の留意事項、行政庁の監督のルールなどをまとめています。
- ③ 社員総会・評議員会の開催日程 (PDF/109KB:新しいウィンドウが開きます)
  - 開催の留意事項を解説しています。

実際に起こった事例を基に適正な財産管理のポイントを解説しています。

法人法改正について (PDF/457KB:新しいウィンドウが開きます)
 

- 平成27年5月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に關する法律」の改正内容が紹介されています。

公益法人の寄附税制・法人税制についてわかりやすく解説しています。

➤ 税額控除に係る証明～申請の手引き～  
税額控除制度の内容、税額控除に係る証明を受けるための要件、申請方法等についてまとめています。

特定収入に該当しない寄附金に係る確認(公益法人が納付する消費税関連)～申請の手引き～(PDF/2,645KB:新しいウィンドウが開きます)
 

- 公益法人が消費税法上の特定収入に該当しない寄附金に係る確認のための要件、申請方法等についてまとめています。

寄附集めの事例紹介 (PDF/1,268KB:新しいウィンドウが開きます)
 

- 公益法人の寄附集めの事例紹介や寄附集めのポイントを紹介しています。

【その他】  
公益法人・移行法人の皆様へのお知らせ  
➤ 注意喚起情報～御注意ください～  
政府からのお知らせ

参考

# 法人運営における留意事項

## ～立入検査における主な指摘事項を踏まえて(後編)～

今回は、「業務運営・手続関係」と「財務・会計関係」について、今後の法人運営の参考となる事項を取りまとめました。



### 1. 変更認定申請・変更届出の懈怠

#### 事例1. 「変更認定申請」が必要なことが判明した主な例

- ① 公益認定を受けた事業を実施していない(今後も実施の見込みなし)
- ② 既存の事業に含まれない事業を新たに実施していた

#### 事例2. 「変更届出」が必要なことが判明した主な例

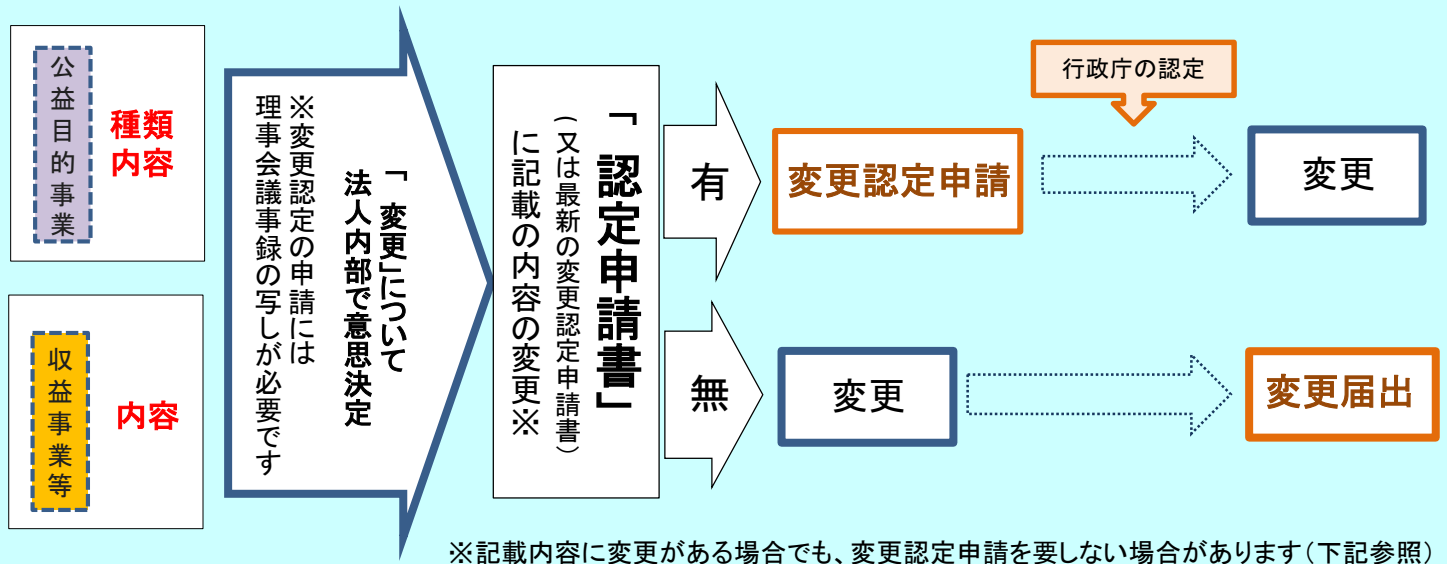
- ① 役員の変更に関するもの(選任・退任等)
- ② 役員報酬の支給基準の変更
- ③ 事務所所在地の変更に関するもの

解説

認定法第11条に該当する変更を行う場合には、事前に行政庁に対し変更認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。  
また、認定法第13条に該当する変更を行った場合には、変更後遅滞なく行政庁に変更の届出をする必要があります。

認定法

### 一般的な事業内容の変更手続の流れ



### 「変更認定申請」と「変更届出」の判断のポイント

公益法人は、認定申請書に基づき公益認定を受けていますので、事業内容の変更に当たっては、申請書の記載事項の変更を伴うかどうか「変更認定」の要否の判断基準の一つになります。記載内容に変更がある場合は、公益認定基準適合性について確認するため、「変更認定申請」が必要になります。

一方、公益目的事業の内容の変更の場合において、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、認定申請書に参考情報として記載されているにすぎない事項の変更と考えられる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、「変更届出」を行うこととなります。



# 事例からの判断のポイント



- ✓ 既存の公益目的事業(事業番号)を統合・再編・廃止する場合や、新たに事業番号を付して事業を追加する場合、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分を異にする事業を新たに追加する場合などは、改めて公益性の判断をする必要があるため、「変更認定」の申請が必要になります。
- ✓ 収益事業等の内容に係る変更の場合、公益目的事業の実施に支障が出ないか、公益目的事業比率が50%を割り込むことはないか、法人の財務基盤に影響はないかなど公益認定基準適合性を確認するため、「変更認定」の申請が必要になります。
- ✓ 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所に変更がある場合、行政庁の変更を伴うときは「変更認定」の申請、行政庁の変更を伴わないときは変更届出が必要になります。
- ✓ 代表理事が複数名いる場合であって、変更となる代表理事が、認定法上の「代表者」として認定申請書に記載されている場合には、変更届出が必要です。変更となる代表理事が認定法上の「代表者」ではない場合であっても、当該代表理事の変更が理事の変更を伴う場合には、変更届出の対象となります。
- ✓ 事業の日程、財務数値など運用上変動することが想定される事項については、事業内容の変更には当たらず、変更認定の申請及び変更届出を要しません。

## 【その他の参考事項】

- 行政庁の変更を伴う変更認定申請書は、旧行政庁に提出してください(認定法第12条第1項)。
- 変更認定申請書や変更届出書には、添付書類が必要となります。(認定法施行規則第8条及び第11条)。



変更の内容により提出書類が異なりますので詳細は公益法人information内「公益法人の皆様へ」に掲示の「変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項」の各種申請様式と手引きを確認ください。



### 《主な添付書類》

- ① 公益認定申請書に添付した書類のうち、変更に係るもの
- ② 当該変更を決議した理事会の議事録の写し
- ③ 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴う変更である場合はその契約書の写し
- ④ その他、行政庁が必要と認める書類等

(※変更届では①、変更認定申請については①から④が添付書類となります。)



## 2 事業運営、書類備置き等の不備

### 事例3. 事業運営の実態が明らかでない

- ① 公益目的事業に係る合議機関を設置しているが、当該機関に係る諸規則が事業運営の実態と整合していない部分があった
- ② 資格付与事業を実施しているが、審査に関与する者の専門性を合理的に説明できない

### 事例4. 財産目録等の備置き及び閲覧の不備

- ① 役員報酬規程、財務諸表の注記、附属明細書等について備え置いていない
- ② HP上で貸借対照表等を公告しているが、旧データのまま更新していない



### 解説

認定法第21条により、公益法人は、毎事業年度の事業計画書、事業報告等について、広く一般の閲覧に供することとなっています。法人法第129条第3項(同法第199条において準用する場合を含む)による計算書類等の閲覧等が、法人関係者である社員、評議員及び債権者を請求主体としている一方で、認定法に基づく上記の閲覧は、「何人も」請求できる制度となっている点に留意ください。



## 3 財務・会計関係の留意事項

### 事例5. 会計処理について

- ① 役員報酬規程では無報酬と規定しているが、実際には理事会等の出席に際し、報酬に該当する一定額を支給していた
- ② 実費相当の費用としての積算根拠が明らかでない一定額を、交通費や通信費の名目で支給していた
- ③ 財務諸表の勘定科目名を誤って使用していた



### 〇財産管理体制について

認定基準の一つとして、公益法人は公益目的事業を実施するために必要な「経理的基礎」を有することが求められます。これは、継続的・安定的な公益目的事業の実施を担保することを趣旨とするもので、具体的には、「経理処理・財産管理の適正性」が求められています。(「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」I2.を参照)



### ★解決アドバイス

- 鍵のかかる金庫(手提げ金庫等を含む)を使用し、鍵の管理者と経理担当者を別にする
- 定期的に出納帳と金庫残高、預金残高の照合、証書類の確認を徹底する
- 内部統制に関するルールについて支部長や理事等の管理者の意識改革が必要、異常点は徹底して原因分析をする

公益法人  
information

「公益法人information」内【公益法人の皆様へ】に、各種資料・パンフレットを掲載しています



①公益法人の皆様へ



### 公益法人・移行法人の運営について

#### 公益法人・移行法人の運営について

制度の趣旨を解説するなど、公益法人が自律的な法人運営を行うために役立つ資料を掲載しています。

➢ 公益法人の各種機関の役割と責任(PDF/375KB:新しいウィンドウが開きます)

理事・理事会、監事、評議員・評議員会などの役割と責任をまとめて

➢ 移行後の新しいウィンドウが開きます)

法人の財産管理について(PDF/986KB:新しいウィンドウが開きます)

実際に起こった事例を基に適正な財産管理のポイントを解説しています。

法人の財産管理について

### 変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項

#### 変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項

変更認定申請・変更届出、定期提出書類等の申請・提出に係る手順については、こちらを参照ください。

➢ 各種申請様式と手引き

➢ 行政庁による監督

➢ 監督の基本的考え方(PDF/140KB:新しいウィンドウが開きます)

➢ 公益法人・移行法人の事務の委託等に関するパンフレットを掲載しています。

➢ 立入検査の考え方(PDF/140KB:新しいウィンドウが開きます)

各種申請様式と手引き



「法人との対話」について

平成26年6月13日  
内閣府 公益認定等委員会

移行期間が終了し、新公益法人制度は新たな段階を迎えました。5年間の移行期間においては、法人関係者も、行政庁も、多数の特例民法法人の新制度への移行に力を注ぐ必要がありました。その意味では、これからが新制度の本番です。公益認定法及び一般法人法は、法令に基づき法人自らが適切に法人運営を行うことを求めており、法人による自己規律（セルフガバナンス）が重要な鍵です。この基本を踏まえ、新制度の下で、民による公益活動がどのように伸びていくのか。これが今後の課題です。

以上を踏まえ、本委員会では、新制度の下で今後民間主体が担う非営利・公益活動の発展増進に資するよう、今後、様々な形で広い意味の「法人との対話」の活動を行っていきたいと考えます。ここで言う「対話」とは、本委員会と広く公益法人等の関係者とが、それぞれの立場を踏まえつつ、「民による公益の増進」を目標として、相互に情報発信や意見交換を行い、認識の差を埋め、理解を深める活動を指しています。

法人の基本的な運営ルールや公益性の認定基準、そしてそれらを支える仕組みを法律で明定したことが、新制度の大きな特徴です。法人による自己規律が適切に機能するためには、法の定める基準や仕組みの意義が、各法人によく理解される必要があります。公益認定法の運用に携わる本委員会の問題意識や認識が関係者に正しく伝わること、対話を通じて知見や認識が共有されることは、広く対話に参加する関係者にとって有益であると考えます。公益認定法第1条にある「民による公益の増進」という共通の目標のため、関係者が意思疎通を図っていくことの意義は大きいというのが、本委員会の委員の思いです。

「法人との対話」の取組の例示は、差し当たり、別添のとおりです。共通するのは、積極的な情報発信に努めること、関係者の理解が進むように努めること、法人関係者の意見と法人実態の把握に努めることなどです。対話にはお互いの努力が必要であり、法人関係者におかれても、適正な公益活動を伸ばしていくための積極的な発言や提案を期待いたします。もとより工夫の余地は大きく、具体的な取組は今後改善を重ねていきたいと考えています。

取組の一つ「法人関係者とのラウンドテーブル」について一言触れておきます。公益認定法では、本委員会は、同法の定める基準に基づき、公益認定の審査を行い、公益法人の監督を担っています。しかし、このラウンドテーブルにおいては、そうした個別の審査・監督事案の場面を離れ、「民による公益の増進」という共通の目標の下、本委員会の委員と法人関係者等が率直に意見交換を行うことを旨としたいと考えます。何かを決定するような場ではありませんが、であるからこそ逆にコミュニケーションを取ることに意味があるものと考えます。

最後に、この「法人との対話」の成果は、内閣府のみならず、47都道府県の行政庁やそれぞれの合議制機関にもお伝えし、共有していきたいと考えています。

## 「法人との対話」の展開について

平成26年6月13日

平成26年9月19日改訂

平成27年3月26日改訂

### 1 趣旨・目的

特例民法法人の新制度への移行期間が終了し、公益法人制度が新たな段階を迎えたことを踏まえ、公益認定等委員会と公益法人及びその関係者とが、「民による公益の増進」という目標に向けて、意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進する。

### 2 具体的な推進方策（例示）

#### （1）法人関係者との対話：「ラウンドテーブル」の開催

「民による公益の増進」という共通の目標の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と法人の関係者等が率直な意見交換を行う。

【実績及び当面の予定】

- 平成26年7月4日に「寄附文化の醸成その他今後の公益活動の増進に向けた課題と取組」をテーマに初回開催（議事録公表済み）
- 第2回は平成27年度に公開行事として実施する方向でテーマを含め検討中

#### （2）委員会の場における個別の意見交換

直面する課題や法人の活動を取り巻く状況等を把握するため、公益認定等委員会の場において、個別に法人関係者や有識者と意見交換を行う。

【実績及び当面の予定】

- 公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング（平成25年6月～7月。全6回）  
公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立を大きなテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性につき、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施
- スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向け、統括団体としての認識や加盟団体規程の見直し等の取組について、（公財）日本オリンピック協会（JOC）及び（公財）日本体育協会と意見交換を実施（平成25年6月（再掲）、26年5月23日）
- アスリートから見たスポーツ団体の現状等の把握のため、常勤委員3人が元オリンピック選手等6人からヒアリングを行い（7月25日）、その結果を委員会に報告（8月1日）

#### （3）法人向け説明会・セミナー等の開催

##### ① テーマ別セミナーその他意見交換会の開催

法人運営全般の中から法人の関心が高いテーマを取り上げた説明会、セミナー、意見交換会等を開催する。

### 【実績及び当面の予定】

#### ○テーマ別セミナー

- ・平成 26 年度実績（3 月 26 日時点）：計 11 回開催（年度内では計 12 回を予定）  
テーマ：「公益認定申請、公益認定基準の基本事項」、「寄附集め入門」、「公益法人の役員等の役割と責任」、「法人の財産管理」、「定期提出書類作成上の留意事項」、「公益法人の監査」

参加法人数：延べ 1,093 法人

- ・平成 27 年度も概ね月 1 回のペースでセミナーを開催

#### ○「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況」に関する説明会等

- ・平成 26 年度実績：中間まとめに関する説明会（2 回）及び法人との意見交換会、報告書素案に関する説明会及び意見募集（延べ 96 件の意見）

## ② 公益認定申請・法人運営に関する相談会の実施

公益認定申請や法人運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する相談会を開催する。また、会場では、公益法人制度の基本的な事項に関するセミナーも同時に開催する。

### 【実績及び当面の予定】

- 平成 26 年度実績：東京（10 回）のほか、仙台、名古屋、広島、大阪、福岡で開催  
参加法人数：相談－延べ 464 法人、セミナー－延べ 549 法人

- 平成 27 年度は地方での開催地域を追加して実施予定

## （４）法人訪問

法人の活動実態についての理解を深めるため、委員が法人を直接訪問し、当該法人の活動状況の視察や意見交換を行う。

### 【実績及び当面の予定】

- 毎年度、全国 7 地区でのブロック会議への参加の機会を活用し、地方に所在する法人を訪問  
平成 26 年度実績：（公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（兵庫）等、計 6 法人を訪問

- 平成 26 年度に内閣府認定の公益法人に初めて訪問。訪問先：（公財）世界自然保護基金ジャパン（平成 27 年 1 月 29 日）、（公財）日本フィルハーモニー交響楽団（同年 3 月 10 日）。

平成 27 年度は、（公財）全日本柔道連盟のほか、2 法人程度の訪問を計画

## （５）広報・情報発信の強化

広く法人関係者や国民に向けた広報・情報発信を強化する。

### 【実績及び当面の予定】

- ホームページ「公益法人 information」及び広報誌「公益認定等委員会だより」（月刊）を通じた各種情報提供。新たに Facebook 等による情報発信を開始

- 法人のニーズを踏まえ、法人運営の留意点等を記したリーフレットの作成・配布、メールによる連絡、広報誌による法人の活動事例の紹介

- ・リーフレット…「財産管理」、「寄附集め」/ 法人紹介…第 3 期委員会発足以降計 27 法人
- ・定期提出書類の提出時期に合わせ、事前に確認すべき留意点を記載したメールを送信

- NPO 部局と共同でホームページを開設

NPO 法人と公益法人に関する制度及び税制の比較解説を掲載するとともに、寄附者の判断に資するよう都道府県別に公益法人及び NPO 法人の税額控除対象法人の一覧を提供

# 「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル

内閣府公益認定等委員会では、特例民法法人の新制度への移行期間が終了したことを踏まえ、「民による公益の増進」という共通の目標の下、互いに意識の共有に努め、今後の公益活動の活性化に向けた具体的な方策について率直な意見交換を行うため、去る7月4日、法人関係者等とのラウンドテーブルを開催しました。その内容を抜粋してお伝えします。

## 【出席者】

(参加者)

鵜尾雅隆 (NPO)日本ファンドレイジング協会代表理事  
太田達男 (公財)公益法人協会理事長  
加藤種男 (公社)企業メセナ協議会専務理事  
黒田かをり (一財)CSOネットワーク事務局長・理事  
山内直人 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、内閣府共助社会づくり懇談会座長代理  
山岡義典 (NPO)日本NPOセンター顧問、(公財)助成財団センター理事長  
(公益認定等委員会)  
山下徹委員長、兩宮孝子委員長代理、門野泉委員、北地達明委員、小森幹夫委員、堀裕委員、  
恵小百合委員



## 議題:「寄附文化の醸成その他公益活動の増進に向けた課題と取組」

発表:「日本の寄附の現状と課題」 鵜尾雅隆 日本ファンドレイジング協会代表理事

## 【日本の寄附の現状】

- ◎ 日本における個人寄附の総額は推計6,931億円、アメリカは約23兆円であり、桁が違う。GDPが日本の半分であるイギリスの個人寄附額は日本の2倍あり、GDPが日本の3分の1である韓国の個人寄附額は日本と同程度ある。日本の法人寄附額は推計7,168億円であり、経済規模を考慮の上でアメリカと比較しても、日本では個人寄附に比べ法人寄附が多い。
- ◎ 5年前の日本は、政策面、寄附の市場、寄附を受ける側の能力など、寄附にまつわる制度や環境に不足があった。この5年で、寄附税制の改正、公益法人制度の改革、クラウドファンディングの登場など大きな変化があった。

## 【日本の寄附の課題】

- ◎ 今後の寄附における第一の課題は相続である。40歳以上の人を対象に調査したところ、相続財産の一部を寄附してもよいと考える人は2割程度あり、これは額にして数兆円に匹敵するが、実際に相続の一部を寄附する人の割合は1%に満たない。この差をどうやって埋めていくか。税額控除など毎年の所得(フロー)については世界的に見ても制度の整備が進んだが、資産(ストック)については大幅に遅れている。
- ◎ 富裕層の寄附をどう促進していくかが第二の課題。アメリカの助成財団にはファミリー財団が多いが、日本の富裕層にもファミリー財団を創設する流れを創るべきである。方法としては、最初から公益信託のように資産を「完全に公にする」のではなく、運用にも参画しつつ公共的に使うなど「半歩、公にする」形で徐々に始め、中長期的に進めていくべきではないか。
- ◎ 第三に、年代差の問題。寄附をした人の比率を年代別に見ると、高齢層ほど比率が高く若年層で低いことは各国共通だが、日本では年代間の差が大きい。若年層は、社会貢献意欲はあるが、寄附はしていない。大人になるまでの過程で寄附をめぐり何らかの失望を経験していることが原因ではないか。例えば、寄附教育等を通じてそうした事態を食い止める必要がある。

# 意見交換

- ① 寄附文化醸成の現状と課題
- ② 法人の果たす役割、行政の果たす役割
- ③ 今後の取組方策

## 【寄附文化の醸成について】

■ 寄附する側とされる側との間を仲介し、双方の相談にのる機能が必要で、その役割として中間支援団体が多様に全国的に広がっていくことが、寄附の促進への影響が大きいと考える。先ほどの寄附教育も中間支援団体の役割となるのがよい。また、寄附を促進していく中では、収支相償の考え方は少し使いづらい側面がある。

■ 寄附文化の醸成には、寄附したお金の使途の可視化、および寄附を受けた側の徹底した透明性が重要である。「信頼度」についてのある国際比較調査によると、主要国では慈善団体を信頼する人の割合は軒並み60～70%と高いのに比べ、日本では慈善団体を2割の人しか信頼していないという調査結果もある。

■ 寄附等の社会貢献に関心のある人たちと非営利団体の組織がつながっておらず、「自己完結」してしまっているのではないか。企業等も含めた社会貢献をする側と支援される現場とを「つなぐ」ところに、公益法人やNPOの役割があるのではないか。

■ 寄附文化の醸成とは、寄附を仲介する組織が、そのお金の一部を活動の対価として必要なコストに充てることができるという認識が常識になるということではないか。寄附する人に対する活動情報の「見える化」により、最初は抵抗感があってもやがては理解が得られるはずと思う。



## 【その他】

● 公益活動を行う非営利法人にも社会的責任が求められており、法令を遵守するだけでなく、労務慣行や人権を意識した経営をしていかなければならない。これは一般法人についても同じことが言える。非営利セクター全体の信頼性を高めていくためにも、行政や民間から社会的責任に関するメッセージを発信していく必要がある。



## 【「非営利・公益」月間について】

◆ 「非営利・公益」活動を発信する月間の提案については、民間主導で、若い人が中心となり、ネットキャンペーン等を展開していくべき。ネーミングも、例えば「公益フェスティバル」のように「よく分からないけど何だか楽しそう」という印象を持ってもらうことが大事。実施体制としては、公益認定等委員会と民間が主となり、行政はサポートに徹することがよい。

◆ 「非営利・公益」月間のような活動は、民がやるのが適切。特に、公益法人・NPO法人の2つの非営利セクターと一緒にやっていくことが大事と考える。

◆ NPO法人側では、NPO法施行の12月1日を記念日として各団体でイベントを行っており、公益法人側でも新公益法人制度施行の12月1日近辺にイベントを行っている。NPOと公益法人が「誕生日」を一緒にお祝いするようにしていきたい。また、その際には、NPO法人の所轄庁と公益法人の行政庁と一緒に物事を考えていく機会を作るべき。NPOと公益法人が非営利セクターという大きな姿で発展し、社会に見えていくようにしていくべきであり、国からも応援のメッセージを頂きたい。

◆ このようなイベントのやり方として、民間主体による実行委員会形式をとり、そこに行政も参加していくという形があるのではないか。

◆ 前から「寄附月間」があるといいという話はあって、やるとすれば1年で一番寄附が集まる12月だということも話していた。アメリカではチャリティパーティという形で連日チャリティイベントを開催したりしている。





# スポーツ系公益法人の ガバナンス確保に向けた意見交換会について

去る5月23日、内閣府公益認定等委員会において、昨年に引き続き、(公財)日本体育協会と(公財)日本オリンピック委員会を個別に招いて、スポーツ系公益法人のガバナンス確保に関する意見交換会を行いましたので、内容を抜粋してお伝えします。

文中表記 = ● 日本体育協会(日体協) ◆ 日本オリンピック協会(JOC) ■ 公益認定等委員会

## 【加盟団体に対する啓発、選手への対応策等】

- 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を作成し、スポーツ指導者資格を取得するための講習会等の中で、このガイドラインを用いた講習を行っている。また、加盟団体規程の見直しを行い、加盟団体の義務に遵守事項(暴力をはじめとする不適切な行為の根絶に努める等)を追加した。
- これまでは事務局の職員が相談窓口を担当していたが、新たに外部の専門家に委託することを検討している。また、個人からの相談については、それぞれの加盟団体でも相談窓口を設けてもらうことにより、相談者目線での対応に努めている。
- ◆ 加盟団体の役員及び事務局を対象として、「スポーツ団体マネジメントセミナー」を実施している。当該セミナーに係るアンケート調査は実施していないが、セミナーの継続を希望する意見は聞いている。
- セミナー等の取組は、継続的に実施することが重要であり、参加者の反応も踏まえ、色々な切口から長期計画で実施していただきたい。

## 【統括団体として心がけていること】

- 加盟団体はそれぞれ独立した法人であるので、基本的には日体協が全てを指導できるとは限らないが、必要に応じて法人に対し調査等を行っている。
- 勧告に至る事案まで法人と接すると、公益認定法の考え方について法人に趣旨が伝わっていないことがあることがわかった。JOCには、法律上の権限でなく、他の競技団体と同様の位置づけから呼びかけられるという点に責任と強みがある。
- ◆ 高い公共性をもって活動に取り組む必要がある。加盟団体とコミュニケーションを取る機会を通じて意見交換を進めていきたい。また、選手を置き去りにした役員同士の内紛が頻発しているが、JOCとしては「アスリート・ファースト」の考え方で対応している。しかし、最後はJOCが選手を守ってくれるだろうという認識で内紛が続いてしまうこともあり、危機感を持たせる必要もある。公益認定法による処分の前に内紛を処理できるとよいが、JOCだけでも限界があるため、行政による指導・監督と連携して取り組んでいきたい。

## 【2020年の東京オリンピックに向けて】

- 公益法人制度改革によって、スポーツ団体のガバナンスの問題が顕在化した。2020年の東京オリンピックに向けた対応だけではなく、より長期的な視点で今ある組織を前提とせずに大きな改革を行っていただくことを期待している。

■ 詳細については、公益法人informationでも掲載しています。[https://www.koeki-info.go.jp/koeki/pictis\\_portal/common/portal.html](https://www.koeki-info.go.jp/koeki/pictis_portal/common/portal.html)  
トップページの「内閣府からの重要なお知らせ」から御覧になれます。



内閣府

平成27年1月19日  
平成27年3月27日(改訂)  
内閣府公益認定等委員会

### 内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について

内閣府公益認定等委員会では、公益認定等委員会と公益法人及びその関係者とが、「民による公益の増進」という目標に向けて、意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進しています。

この一環として、下記のとおり、同委員会の委員が、内閣府認定の公益法人を訪問し、理事等と法人運営等に関する意見交換を行います。これにより、公益法人による公益活動を応援（エンカレッジ）するとともに、今後の公益法人の活動の支援などの検討に当たっての参考としていきます。

#### 記

##### ➤ 訪問先、日程等

平成27年度末までに5法人程度を訪問する予定です。第1回から第3回までの訪問先、日程等は別紙のとおりです。

今回、第3回の日程が確定しましたため、お知らせします。

	日 程	法 人 名	所 在 地	事 業 概 要
1	1月27日（火）	（公財）世界自然保護基金ジャパン	東京都港区芝3丁目1番14号（日本生命赤羽橋ビル6F）	1971年、国際的な環境保全ネットワークであるWWFの一員として発足。「人と自然が調和して生きられる未来」を理想として掲げ、国内外の生物多様性の保全や自然環境への負荷の低減のための活動、調査研究等に取り組む。
2	3月10日（火）	（公財）日本フィルハーモニー交響楽団	東京都杉並区梅里1丁目6番1号	1956年設立のオーケストラ。公演数は年150回前後で、充実した指揮者陣とともに魅力的な企画を提供。また、学校・施設訪問コンサートの開催により子どもと音楽の出会いの場を広げるなど、音楽を通じた文化の発信に取り組む。
3	4月10日（金）	（公財）全日本柔道連盟	東京都文京区春日1丁目16番30号講道館内	1949年設立。日本の柔道競技界を統括し代表する団体。選手の強化育成、大会の主催・後援による柔道のすそ野の拡大、指導者の育成等を通じて柔道の普及・振興に取り組む。
4	平成27年度	奨学金支給、研究助成、子どもの支援、国際協力、震災復興等の分野で活動している法人から2法人程度		
5				

※第4回以降の訪問先等は、訪問先、日程等が確定した時点で追加して公表する予定です。また、調整の結果、変更となる可能性があります。



# 「法人との対話」 法人訪問 (第1回)

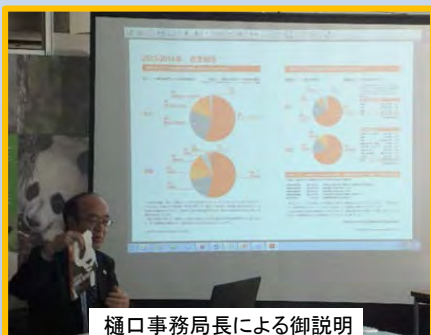


平成27年1月27日(火)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理、恵委員及び小森委員が「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン」(以下「WWFジャパン」といいます。)を訪問し、徳川恒孝会長、樋口隆昌事務局長(当時)らと法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。



WWFジャパン徳川会長の御挨拶

WWFジャパンは、人と自然が調和して生きられる未来を目指し、生物多様性の保全や地球環境への負荷低減のため、調査研究や提言活動を行っている団体です。樋口事務局長からWWFジャパンの具体的な事業活動についての御説明をお伺いした後、委員と意見交換を行いました。



樋口事務局長による御説明



## 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン

国際的な環境保全ネットワークであるWWFの一員として、昭和46年に財団法人として発足、平成23年2月より公益財団法人として活動。

法人公式HP: <https://www.wwf.or.jp/>



公益認定等委員会  
山下委員長の挨拶

意見交換では、WWFジャパンの活動が約4.3万人の個人と約420法人の法人サポーターによって支えられており、寄附者への情報発信の取組として、事業報告書・会報による情報発信のほか、スタッフから会員に対する対面での活動状況のフィードバック、現地での活動状況を視察する会員向けツアー、ブログやSNSを利用した活動紹介などを行っていることを伺いました。



意見交換の様子

また、公益法人の役割に話が及ぶと、WWFジャパンは、政府の目の届かない部分について、他の団体と協働し公益に資する活動を行いたいと考えていること、その一環として、メディアが正しい情報発信を行えるよう、例えば、国際会議の前には記者を対象に温暖化を巡る国際交渉の背景や各アクターの主張を解説する取組を行っていること、市民感覚を失わない工夫としてサポーターから寄せられる御意見を月毎に全職員で共有していることなどを御紹介いただきました。

●意見交換の詳細は、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください。

掲載URL: [https://www.koekiinfo.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/wwfjapan\\_houmon.pdf](https://www.koekiinfo.go.jp/pictis_portal/other/pdf/wwfjapan_houmon.pdf)

次回は、3月10日(火)に(公財)日本フィルハーモニー交響楽団を訪問する予定です。

# 「法人との対話」 法人訪問 (第2回)



## 公益財団法人 日本フィルハーモニー交響楽団

昭和60年に財団法人として発足し、平成25年4月より公益財団法人として活動を開始。

法人公式HP: <http://www.japanphil.or.jp/>

平成27年3月10日(火)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理、恵委員及び小森委員が「公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団」(以下「日本フィル」といいます。)を訪問し、平井理事長、徳田常務理事、後藤業務執行理事らと法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。



日本フィルハーモニー交響楽団  
平井理事長の御挨拶

平井理事長から、日本フィルの活動は、「オーケストラ・コンサート」のみならず、次世代を担う子ども達にオーケストラを身近に感じてもらう「**エデュケーション・プログラム**」、音楽を通してコミュニティの活性化と地域文化の発展に寄与することを目的とした「**リージョナル・アクティビティ**」の三本柱であり、さらにプラス1として、**人々から託された支援の心を音楽に代えて被災地に届ける被災地支援活動**を実施されていることを御紹介いただきました。



公益認定等委員会  
山下委員長の挨拶



エデュケーション・プログラム



活動の三本柱



被災地でのコンサート

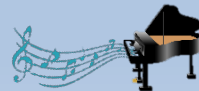
リージョナル・アクティビティ

また、財政基盤の確立に向けて、債務超過解消のために、旧来の楽団員を中心とした運営から、楽団員と協力しながら**理事会を中心とした経営に転換し、経営目標を定め、計数に基づく経営を徹底されたこと、公益認定を受けるために三カ年計画を立てて黒字化を達成したこと**などの苦勞話を伺いました。



意見交換の様子

日本フィルと委員との意見交換では、**エデュケーション・プログラム**や**リージョナル・アクティビティ**の核心は、**音楽を通して人々のコミュニケーションを活性化させること**であり、創造体験型プログラムに対するニーズも高まっていることから、その取組みを一層強化していくこと、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて長く続けられる事業を実施したいと考えていることを伺いました。



また、今後のビジョンとして、「**音楽過疎地**」ともいえる地域が日本にはまだ津々浦々に残っており、それらの地域に音楽を届けていくこと、アジアとの音楽を通じた文化交流を進めていくことといったお考えを御紹介いただきました。



●意見交換の詳細は、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください。

掲載URL: [https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/japanphil\\_houmon.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/japanphil_houmon.pdf)



今回は、4月10日(金)に(公財)全日本柔道連盟を訪問する予定です。

## <付属資料14>

### 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日  
公益認定等委員会

#### 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

#### 2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

#### 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

##### (1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

##### (2) 委員会との関係、検討プロセス等

- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。

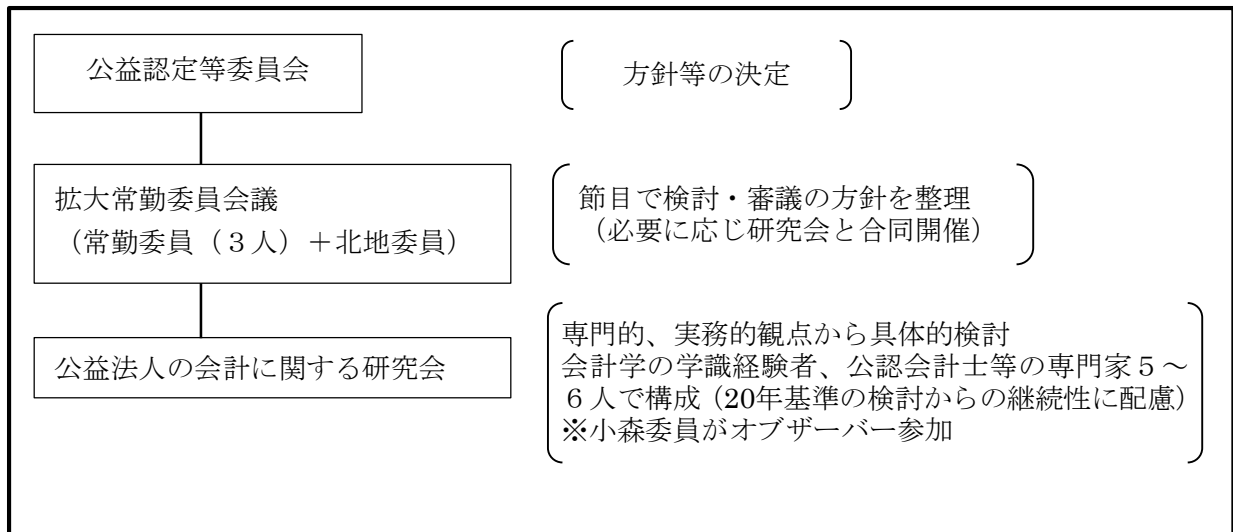
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

(注2) 3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

#### 4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

公益法人の会計に関する  
諸課題の検討状況について

公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会

2015年3月26日

## 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について

平成 27 年 3 月 26 日

公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会

### 1. はじめに

新公益法人制度への移行期間の終了も間近となった平成 25 年 7 月、公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計の諸課題の検討を行うこととした。具体的には、同委員会の下で、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催し、専門的な観点から具体的な検討を行うこととなり、これを受けて研究会は、同年 8 月の初会合以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、途中経過として、平成 26 年 4 月に「中間とりまとめ」を公表し、説明会や意見交換を実施の上、これまで議論を進めてきた。

公益法人は、変動する社会経済情勢の下で継続的に活動を続けている。公益法人の会計基準も公益法人の社会的使命と組織基盤の実態も考慮して反映をしていかなければならない。このため、「公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討する」ために設けられた研究会にも、特に設置期限は設けられていない（参考資料）。今回の取組は、平成 20 年 12 月の新公益法人制度の施行以来約 5 年ぶりに初めて、新制度の下での会計上の課題を洗い出して検討を行うものであり、ある程度まとまった作業であったため、報告書の取りまとめに本年 1 月まで、議論を要することとなった。

### 2. 新公益法人制度における会計基準と検討の対象

公益法人は、会費や寄附金及び補助金を受け入れ、税制優遇を受けて公益目的に資する事業を実施する社会的な存在である。このため、法人としてしっかりとした経理処理、財産管理を行うとともに、その活動について財務諸表を通じて明らかにすることが、多様な利害関係者に、ひいては国民に対して説明責任を果たす上で極めて重要である。

公益法人の会計処理を適正に行い、法人の財務状況を正確に表すため、公益法人会計基準が定められている。平成 20 年 12 月には新公益法人制度が施行

され、独立した合議制の機関（国の場合は、内閣府公益認定等委員会）の関与の下で、内閣総理大臣又は各都道府県知事が、法定された基準に従い公益法人の認定及び監督を行うことになった。この新たな制度を踏まえ、会計基準についても、内閣府公益認定等委員会により「平成 20 年公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日（平成 21 年 10 月 16 日改正）。以下「平成 20 年会計基準」という。）が設定された。

内閣府が平成 25 年 7 月に内閣府所管の公益法人・移行法人に対して行った「公益法人会計基準適用についてのアンケート」においては、約 94%パーセントの法人が平成 20 年会計基準を適用しており、平成 20 年会計基準が定着しつつある状況が伺われる。

一方で、同アンケートでは、平成 20 年会計基準を適用している法人のうち約 20%が、平成 20 年会計基準について、現場で実際に適用する観点から改善点を挙げており、同基準をより使いやすくしてほしいという要望が見受けられる（資料 1）。

また、公益法人の中間支援団体の一つである（公財）公益法人協会が平成 25 年 6 月から 7 月に実施したアンケートでは、約 31%の法人が平成 20 年会計基準に「不都合を感じている」という結果になっており、同協会では「計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない」としている（資料 2）。

加えて、会計監査の実施に責任を有する公認会計士の団体である日本公認会計士協会から公益認定等委員会に提出された「公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）」（平成 25 年 7 月 12 日。以下「日本公認会計士協会要望書」という。）においても、平成 20 年会計基準には企業会計基準との関係性について「実務上の混乱」が生じている点があり、これに「対処すべく早急に検討する必要がある」とされている（資料 3）。

このように、現在の公益法人会計の在り方については、各方面から課題が指摘されている。研究会においては、平成 25 年 11 月末をもって新公益法人制度への 5 年間の移行期間が終了し、民法に基づき設立された旧公益法人（特例民法法人）が基本的になくなり、新公益法人制度が新たな段階に入ることを踏まえ、法人にとってより利用しやすく、かつ適切な会計制度の在り方について議論を行うこととした。議論に当たっては、新公益法人制度を踏まえて設定された平成 20 年会計基準及び同運用指針<sup>1</sup>を前提とし、また、小規模法人が多いという公益法人の実務上の制約にも配慮した。

<sup>1</sup> 「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 11 日（平成 21 年 10 月 16 日改正）内閣府公益認定等委員会）



### 3. 課題の抽出

研究会はまず、上記の内閣府アンケートを参照するとともに、(公財)公益法人協会及び日本公認会計士協会(両協会は、内閣府及び公益認定等委員会に関連の要望等を提出した)から意見を聴取し、検討課題及びその優先順位を議論<sup>2</sup>し、その結果を公益認定等委員会に報告した(資料4)。その際、特に法人からの要望が高く、可能な限り早急な対応が求められる小規模法人の負担軽減策について、優先的に整理・検討を行うこととした。

検討に際しては、明治29年(1896年)の民法施行以来110年ぶりの大改革である新公益法人制度が施行されてまだ5年であり<sup>3</sup>、まずは制度の定着を図ることが重要であることを踏まえ、制度の運用改善を中心に据えることとした<sup>4</sup>。

### 4. 課題の整理・検討状況

今回の検討においては、事業規模が小さい公益法人の負担の軽減ということが一つの焦点となった。

小規模法人の負担軽減策については、公益法人はその事業規模にかかわらず税制優遇を受ける責任ある社会的存在であるという観点と、事業規模も小さく事務処理の体制も脆弱な法人にどこまでの対応を求めるのかという観点の両面から検討を行った。また、改善策を具体化するに当たっては、事業規模の小さい法人の範囲をどのように設定するかについても合わせて検討を行った。研究会においては、法人からのアンケートの提出、ヒアリング、中間とりまとめの公表及び説明会を行い、公益法人を取り巻く利害関係者から広く意見を募集しつつ検討を行ってきた。

研究会での検討の結果は、以下のⅠからⅦに結論を記している。なお、結論の中には、引き続き、長期的に検討が必要な項目もある。

公益法人の会計の在り方についても、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、新公益法人制度の普及促進を図るべく、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を次年度以降も行っていく予定である。

<sup>2</sup> その際には、公益認定等委員会の常勤委員も出席し、意見を表明した。

<sup>3</sup> 5年の移行期間の満了は平成25年11月末であり、当研究会の発足(平成25年8月)は、その満了前であった。

<sup>4</sup> ただし、法令・制度とはいえ運営の細目を定めているような場合もあり、また、当研究会が内閣府の下で検討を行うことを考え、公益認定等委員会又は内閣府が制定改廃の権限ないし責任を有している範囲、すなわち内閣府令レベル以下については、必要に応じて検討の視野に入れることとした。

## 目次

I	小規模法人の負担軽減策	6
II	公益法人会計基準の適用の在り方	7
	1. 会計基準の設定主体の在り方	
	2. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化	
	3. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応	
	4. 制度と会計基準の分離	
III	正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和	11
IV	財務諸表上の様式・勘定科目の改善	12
	1. 貸借対照表内訳表	
	2. 正味財産増減計算書内訳表	
V	財務三基準の解釈・適用	13
	1. 収支相償の剰余金解消計画の1年延長	
	2. 剰余金の解消理由	
	(1) 公益目的保有財産としての金融資産の取得	
	(2) 特定費用準備資金の積立	
	(3) 過去の赤字補てん	
	(4) 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当	
	3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方	
	① 指定正味財産の考え方	
	② 問題点	
	③ 使途の制約	
	④ 指定正味財産から一般正味財産への振替	
	⑤ 指定正味財産に関する平成20年会計基準と実務指針の関係	
VI	定期提出書類	21
	1. 別表Hと財務諸表の関係	
	2. 別表C(2)控除対象財産と財務諸表の関係	
	3. 実施事業資産と財務諸表の関係	

VII	財務三基準以外.....	24
	1. 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法	
	2. 事業費・管理費科目の考え方と表示方法	
	3. 他会計振替の考え方	
	4. 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性	
	5. 資金収支の情報の記載	

## I 小規模法人の負担軽減策

事業規模の小さい法人（以下「小規模法人」という。）の負担軽減策について検討課題としており、研究会では、軽減策を具体的に検討することと併せて、小規模法人の対象範囲について議論した。検討の当初においては、小規模法人に限定する負担軽減策として検討を始めたが、以下の i 及び ii の理由により、小規模法人を定義することは難しいとの結論を得た。

i 経常収益、経常費用、総資産、寄附金・補助金の受領の有無、職員数等の定量的条件に加え、法人の自己規律の取組を重視する等の定性的な条件が検討されたが、それぞれについて一定の合理性があるものの、いずれも決定的な根拠に欠けるため、線引きすることは難しいこと。

ii 線引きの際に、中位の公益財団法人が、中位の公益社団法人より 10 倍超の総資産を有するという実態をどのように勘案するかを明確に定めることが難しいこと。

重要性の原則の適用及び事業費・管理費の配賦方法については、中間とりまとめにおいて小規模法人の負担軽減策を検討すると記載しており、引き続き検討した。具体的には、満期保有目的の債券に対する評価についての負担軽減策として償却原価法を適用しなくてもよいかについて検討したが、適用を弾力化する対象を定めることが難しいという結論になった。なお、償却原価法の適用については、従来どおり、平成 20 年会計基準注解（注 1）重要性の原則の適用について（2）に該当する場合には、適用しないことができる。また、申請時に用いた事業費・管理費の配賦基準を継続的に使用することにより簡便化することができるかについて検討したが、使用する配賦割合の見直しのタイミングや要件が分かりにくいため、かえって負担になるという結論になった。このような結論に加え、たとえ小規模法人であっても、同じ公益法人として認定基準を満たし、社会的な位置づけを得ていることから、その活動への期待は、規模の大小にかかわらず同じであり、公益法人として原則的な処理が必要であるとの結論になった。

なお、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和及び収支相償の剰余金解消計画の 1 年延長については、小規模法人の負担軽減策として検討するという意見もあったが、小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化をする項目として、III 及び IV において検討した。

【規模にかかわらず、原則的な処理が必要である項目】

- ・重要性の原則の適用
- ・事業費・管理費の配賦方法の簡便適用

【小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化をする項目】

- ・収支相償の剰余金解消計画の1年延長
- ・正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

## II 公益法人会計基準の適用の在り方

### 1. 会計基準の設定主体の在り方

公益法人会計基準は、平成16年に改正された会計基準（以下「平成16年会計基準」という。）までは、「法人の業務は主務官庁の監督に属す」（改正前民法第67条）とする制度の下で、主務官庁による監督の一環として主務官庁の申合せにより改正されており、当該会計基準の適用を法人に指導されていた。

公益法人関連三法成立により、主務官庁制が廃止され、各行政庁のもとに民間有識者により構成される合議制機関が置かれた。公益法人関連三法のうち公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）では、認定基準の中に財務に係る基準が置かれ、当該基準の判断の元となる数値を算定するため、会計基準が必要となり、内閣官房行政改革推進本部事務局に「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」が設けられ、平成19年3月に報告書が出され、これを基に、内閣府公益認定等委員会で平成20年会計基準が設定された。

上記のような経過を経て平成20年会計基準が設定されたが、今回の検討課題として、今後の法的条件、国際的な会計基準の変更などの公益法人を巡る環境変化に即応したメンテナンス責任の所在をどう考えるか、また、内閣府に代わる民の設定主体の必要性をどう考えるかについて検討を行った。

以下①から③の理由から、また、現段階において、民間第三者の設定主体は成立していないと考えられることを踏まえると、公益認定等委員会の下に置かれている研究会において今後、非営利組織全体の会計基準の枠組みの構築がどのようになされていくかを見つつ、引き続き検討することが妥当であるとの結論を得た。また、その際には、本研究会が会計基準の設定に携わることになることも考えられるが、会議体の位置づけ、メンバー等は、基準設定の観点から改めて検討の上、設定することが必要である。

- ① 行政庁が設定の主体ではなく、内閣府の下に置かれた民間有識者により構成される合議体が主体である。
- ② 民間の設定主体が設定することについて、法令等の規定との関連がある会計基準を民間だけで作成することは、技術面も含め合理的とは言えない。
- ③ 現在、検討が進んでいる非営利法人全体に係る財務会計の概念フレームワークの構築の議論もあり、公益法人もその一角をなすため、非営利法人会計全体における設定主体を考えるべきとの有力な議論もある。

## 2. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

公益法人、移行法人、公益目的支出計画を完了した一般法人、公益認定申請を予定している一般法人、公益認定申請を予定していない一般法人といくつか法人類型が考えられる。いずれも、非営利法人（利潤の獲得と分配を目的としない）であることから、適用する会計基準について、以下のような基本的な考え方に従い、個々の法人が適用する会計基準を選択することが可能ではないかとの結論を得た。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされている。

会計の慣行は、特定の法人により「公正妥当」と主張されるだけでなく、明文化されるなど、広く受け入れられていると客観的に判断できる必要があり、そのような会計の慣行として、公益法人会計基準、企業会計基準など各種の「会計基準」とそれぞれの下の慣行がある。

その際、一般法人は、非営利法人であることを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるものと考えられる。

なお、移行法人が適用する会計基準については、平成20年会計基準が、運用上、法令等により必要とされている提出書類の作成の際に便利であると考えられる。

また、公益目的支出計画の完了後の一般法人は、行政庁に対する説明責任等はなくなくなるが、一定期間適用し続けていたことを踏まえ、引き続き適用することについて合理性があると考えられる。

平成20年会計基準は、新公益法人制度に合わせて設定されたものであり、改正前民法第34条の社団法人・財団法人のために改正された平成16年会計基準とは、異なるものと整理されている。しかし、移行期間においては、移行の円滑化を図る観点から、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問

(FAQ)」(以下「移行FAQ」という)により平成16年会計基準の適用も、法人の実態に合ったものとして、法令により求められる書類が作成提出されている限り、認めているところであった。両基準の基本的な考え方は同じであることから、法人が適用する会計基準を円滑に切り替えていくことができると考えられ、そのためには、両基準の違いを明らかにすることが必要であるとする。

これについては、公益法人の実務に精通している会計の専門家を構成員とし、これまでも「公益法人会計基準に関する実務指針」等を作成している日本公認会計士協会とも連携し、実務上の観点を踏まえ、何らかの形で、説明をしていただきたい。

加えて、一昨年7月に内閣府所管の公益法人、移行法人に対して、適用している会計基準の調査を実施した際には、94%以上の法人が平成20年会計基準を適用している旨の回答を得ている。また、移行期間が終了した現在において、移行認定・移行認可の審査は、99%終了している状況である。

なお、移行FAQについては、移行期間が終了したことをもって、その役割を終えたと思われるため、整理することが必要ではないかと考えられる。今後、廃止又は見直しが必要であると考えられる移行FAQには、例えば以下のものがある。研究会の結論を踏まえ御対応いただきたい。

○ FAQ6. 移行後の公益社団法人・公益財団法人の運営

問6-1-2 (公益目的事業財産)
問6-3-1 (移行後の基本財産の扱い)
問6-3-2 (定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)
問6-4-1 (会計基準)
問6-4-2 (会計基準)
問6-4-3 (会計基準)
問6-4-4 (会計基準)
問6-4-5 (会計基準)
問6-4-6 (会計基準)
問6-5-4 (作成すべき書類等)

### 3. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応

新たな会計事象が発生した場合に、企業会計では既に対応しているものの、公益法人会計基準では明示されていないときに、どのように対応したらよいか示されていない。例えば、企業会計基準では既に導入されている「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）や、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）等について公益法人に適用するか否かにつき、公益法人会計基準では明示されていないものである。

公益法人会計基準以外の会計基準において、社会の状況を踏まえ、新たな会計事象に対応した新たな会計基準等が設定されることとなる。その結果、会計の整理の仕方が変わったならば、その影響は、公益法人にも及ぶものと思われる。このため、特に社会的な動向を踏まえて改正されている企業会計基準を念頭に、公益法人会計基準への導入が必要か否かを検討することが考えられる。

平成16年会計基準と平成20年会計基準のどちらを見ても、上記を前提にした改正等が行われているものと考えられる。例えば、平成20年会計基準を制定したときは、当時の会計研究会において、最新の企業会計基準のうち、棚卸資産の会計基準（低価法）、財務諸表の注記（継続事業の前提に関する注記）等については、公益法人にも適用することが妥当であるとの結論を得ており、平成20年会計基準に取り入れる対応をしている。

その後、公益法人会計基準の改正はあまり行われていないが、平成20年会計基準の設定時以降に改正が行われた個別の企業会計基準は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会）など、いくつかある。このため研究会では、これらの改正された企業会計基準に対応する方針、体制につき検討を行った。

平成16年会計基準の改正時においては、記載のない新たな会計事象については、企業会計基準を参考にするという会計慣行になっていた。その後、企業会計基準の改正は、頻繁に行われており、一方では、非営利法人会計の概念フレームワークの検討も進んできている。

これらの状況を踏まえ、研究会としては、現在、社会的な環境変化に最も対応している企業会計基準をベースに個々の会計基準を公益法人において適用しない場合のメリットとデメリットは何かを検討の視点として、研究会において、今後も継続して検討していくこととしたい。

検討の結果、適用することが適当な会計基準については、その具体的な適用方



法について、i 研究会が引き続き検討するもの、もしくは、ii 日本公認会計士協会に研究会の結論・方向性を伝えて、具体的な適用方法について検討を依頼するものを分けて導入していくことが適当であるとの結論を得た。

#### 4. 制度と会計基準の分離

制度と会計基準の分離可能性について、制度を定めた認定法等の考え方は、会計基準、運用指針、ガイドラインに反映されており、そのうち、会計基準は、財務諸表の作成に関するルールであることから、財務諸表ごとに研究会において検討を行った。

分離可能性を検討した項目として、例えば、貸借対照表内訳表の作成について簡便化が図れないか、また、財産目録における使用目的欄の記載の簡便化は図れないか等について挙げられた。しかし、これらについては、現在のところ、制度との分離を前提として議論をすることは難しいとの結論を得た。このため、研究会では、制度との関連において運用上の負担軽減を図れないかという前提のもとに検討を行うこととなった。

### Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

公益目的事業のみを行う法人については、負担軽減策として、法人会計区分の作成を義務付けないことは可能か、研究会において検討を行った。

法人の運営に必要な経常的経費（管理費）の額の算定に当たっては、法人会計区分を設けずとも、公益目的事業会計区分に管理費として計上することによっても可能である。

収益事業等を実施する法人については、その利益が公益目的事業費に繰入れられることを担保するため、法人会計区分が必要となる。公益法人の実施する収益事業は、公益目的事業を財政的に補完することが一義的な目的であり、認定法第 18 条及び認定規則第 24 条に基づき、収益事業等の利益の 50%は、公益目的事業を行うために使用しなければならないこととされている。

一方、法人会計は認定法第 15 条を踏まえ、公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）の額を事業費と区分する役割を担っている。収益事業等を行っている法人について、法人会計を廃止すると、公益目的事業会計に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）に充てられる可能性がある。このため、認定法第 18 条の趣旨を損なうこととなり、不適切である（資料 5：法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討）と考える。

公益目的事業のみを行う法人については、この問題がないため、すべての法人に対して法人会計区分を義務付けることは必ずしも必要ないと考えられる。

この場合、管理費の財源をどのように考えたらよいか検討を行った。その結果、法人会計区分を作成しない場合は、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要がある。

法人会計区分を作成する場合は、同区分で経理が適正になされていれば、黒字が生じていても、運用上認められることとなる。すなわち、管理費の財源として金融資産を2号財産として合理的な範囲内で保有した結果、その運用状況が良好であったことから黒字が生じる等、経理が認定法等の趣旨に基づき、適正になされた結果として黒字が生じている場合には、運用上認められる。

したがって、公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要がない場合には、同区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できることとする。

#### IV 財務諸表上の様式・勘定科目の改善

##### 1. 貸借対照表内訳表

公益認定等ガイドライン上、収益事業等から生じた利益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人は、貸借対照表内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分して表示することとなっている。この点に関し、研究会では「内訳表は、認定法第18条及び認定法施行規則第24条に基づく繰入れが行われているか否かを判断する意味があるものであるが、そのために法人にとって事務負担の大きい様式が必要なのか。」という意見があった。

研究会では、この問題を小規模法人に限らず公益法人一般に関係する問題として捉え検討を行った。貸借対照表内訳表については、「収益事業等の利益が繰り入れられたことを資産の面から裏付けるもので、いわば確認的な資料として作成を求めているものではないか、そうであるならば、収益事業を実施している法人において法人税法上作成が義務付けられる貸借対照表の区分経理表で代替できるのではないか。」との意見がある一方、「複式簿記の考え方からすれば収益事業等の利益の繰入額が正しく算定されているかは、貸借対照表内訳表の金額と合わせて確認すべきではないか。」との意見があった。

貸借対照表内訳表については、公益法人は今後も継続して国民に対して説明責任を果たすために、作成することはやむを得ないと考えられる。したがって、研究会としては現状どおりとするという結論になった。

## 2. 正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法について、会計区分ごと、あるいは事業区分ごとに正味財産残高を配賦している場合もあれば、配賦していない場合もある。このように実務上の取扱いが定まっていないため、運用上平易にできるか研究会において検討を行った。

認定法における財務三基準の適合性を判断する上で、事業区分ごとの正味財産残高が必要かという点において、特に事業区分ごとの正味財産残高が明示されなくとも問題はないと考えられるため、運用上、貸借対照表の単位ごと（貸借対照表内訳表を作成している場合には、会計区分単位ごと）に期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りるという結論となった。

## V 財務三基準の解釈・適用

### 1. 収支相償の剰余金解消計画の1年延長

一般に公益目的事業は、事業年度を単位として実施されるものであることから、費用と収入のバランスを示す、認定法第14条に規定される「適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」という収支相償の判断も、事業年度単位で行うことが原則となる。しかしながら、法人側からは、「単年度では偶発的事象により収支相償を満たせない場合があり、複数年度の実績で判定する必要がある」といった意見もあり、検討を行った。

研究会の検討では、まず、仮に複数年度を対象に適合性を判断するとした場合には、途中年度で剰余金が発生しても、最終年度が終わるまで様子を見ることになるが、他方では、当該複数年度の終了までに確実に収支相償するようにする<sup>5</sup>ためには、途中段階で対応策の検討等を求めないのは適切とはいえないのではないかと、との指摘があった。一方、現在は、剰余金が発生した年度の翌年度にその対応策の検討を求めているが、事業の拡大等の計画を立案するためには必要な予算の確保等のため一定の期間を要することから、困難な場合もあ

<sup>5</sup> 複数年度においてもなお収支相償を満たさない場合には、法人にとっても認定法違反の問題を免れ得ないから、当該期間内における収支均衡は確実なものである必要がある。

ることも<sup>6</sup>事実である。このため、法人に責任ある経営を求める観点から、収支相償の剰余金を公益目的事業の拡大によって解消する場合については、適正な運用のため必要な管理・監督の観点から次の①～④を運用上の取扱いとする結論を得た。

- ① 収支相償は、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用を比較することになるが、原則として、各事業年度において収支が均衡することが求められる。ある事業年度において収入が費用を上回ったことのみをもって、直ちに報告徴収等監督措置の対象となるわけではないが、翌事業年度との2年間で収支が相償するように発生した剰余金の使い道を説明する必要がある。
- ② 具体的には、剰余金の発生年度の事業報告書の別表A(1)の「※第二段階における剰余金の扱い」欄に剰余金の解消計画の内容を記載し、翌年度において実現可能であることを十分に説明することが求められる。特に、法人の事業費に比して多額の剰余金がある場合には、事業拡大の達成可能性の観点から具体的に現実的な資金の使い道(事業費の費目)について十分に説明する必要がある。また、事後的には解消計画に従って、剰余金が解消されたことについて、説明することが求められる。
- ③ ただし、発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合(注1)(注2)には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施することが、公益の増進を目的とする認定法の趣旨に沿うものと考えられる。

このため、次のア～ウを前提に、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いを認めることとする。なお、この場合において、行政庁は、必要に応じて特別の事情や合理的理由、資金使途の内容等について確認することとなる。

ア：事業報告書の別表A(1)の「※第二段階における剰余金の扱い」欄には発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すことが求められる。

イ：翌事業年度の事業計画において、機関決定された剰余金の解消計画を提

<sup>6</sup> 法人においては、事業年度終了後3か月内に行う決算の確定時に剰余金の額を確定することになるが、その時点までに当該剰余金の次年度以降の発生見込みを見極め、その計画的な使途や解消方法を熟慮検討し、機関決定まで行うことは現実的に難しい場合があるとの指摘である。

出し、翌々事業年度において剰余金を解消するまでの具体的な資金使途について説明することが求められる。

なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要となる。

ウ：翌々事業年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明することが求められる。

(注1)

合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられる。

(注2)

事業が恒常的に相当の黒字を産む構造になっている場合は、合理的な理由には含まれない。

(資料7) 収支相償の剰余金の取扱い 参照

## 2. 剰余金の解消理由

収支相償の剰余金の解消理由としては、当期の公益目的保有財産の取得や特定費用準備資金の積立てがガイドラインに掲げられている。研究会では、例えば、公益目的保有財産の追加取得で特に金融資産を取得することや過去の赤字を補てんすることは認められるか否かについて検討を行った。

### (1) 公益目的保有財産としての金融資産の取得

収支相償の剰余金の解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合に、公益目的保有財産の取得として、金融資産の取得は認められるか否か、また、この場合に留意すべき事項は何かについて検討を行った結果、以下の結論を得た。

- ① 翌年度の事業の拡大を行う場合に、運用上は、事業拡大を目的として必要な運用益を確保するために基本財産で一定額の金融資産を保有する計画が立案されるケースもある。例えば、保有する金融資産の運用益を主な財源として事業を行っている財団法人においては、公益目的保有財産を金融資産として取得することが事業の拡大を図るために必要な措置であると考えられる。

- ② しかし、これらの場合、公益目的保有財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、内部留保を無制限に積み増していく結果になるおそれがあり、収支相償や遊休財産額の保有制限に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがある。
- ③ そこで、無制限に公益目的保有財産の取得として金融資産の取得を認めるのではなく、金融資産を取得することの必要性和合理性についてア.～エ.の項目を確認することが必要である。
  - ア. 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと
  - イ. 事業拡大の内容が具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等（理事会等の承認、決定）を受けていること
  - ウ. 運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること及び運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること（事業拡大に伴う費用と運用益のバランスが適当であること）
  - エ. その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

## （２）特定費用準備資金の積立

法人が、地震、火災等災害時に備えて積み立てる資金を剰余金の解消理由の一つである特定費用準備資金として説明することは可能か否かにつき検討した結果、以下の結論を得た。

- ① 法人が地震等の災害時に当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難である。したがって、災害時に備えて法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金については、目的と金額の合理的な見積りが難しいことから、特定費用準備資金の要件を満たすことは難しいものと考えられる。
- ② ただし、特定費用準備資金として積み立てられない場合でも、法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金を合理的に見積もった範囲で、公益目的事業に必要な活動の用に供する財産（認定法施行規則第22条第3項第2号）として貸借対照表上の特定資産として経理する場合には、遊休財産額の対象から除外される。
- ③ また、災害救援等を事業として行うことを定款に位置付けている法人が

災害等発生時の緊急支援のための備えを過去の実績や類例等から合理的に見積ることができる場合には、特定費用準備資金の要件を満たすことになる。

### (3) 過去の赤字補てん

過去の事業年度で発生した赤字を補てんすることについて、当該事業年度以降発生した剰余金の使途として認められるか否かについて検討を行った。検討においては、「民間営利企業において、欠損金の繰り越しが法人税法上認められていることもあり、公益法人においても同様の措置を認められるべきではないか」という意見があった。一方、「利益を出すことを目的とする民間営利企業と、公益目的事業を行うことが目的である公益法人では、設立の目的及び性格が異なることから、過去に赤字を出したからといって、それを埋め合わせる必要があるとはいえない」という意見があった。

検討の結果、現時点で過去の事業年度で発生した赤字が存在する場合においても、発生した剰余金の使途については、認定法の考え方に従い、将来に向かって公益目的活動に投資することの説明が必要であり、事業の拡大を図れるよう事業計画や予算に反映させ実施することにより、結果として法人の財政状況が回復できるものとの意見にまとまった。

したがって、過去の事業年度で発生した赤字の補てんは剰余金の使途としては、適当ではないこととなった。

なお、このような検討課題が挙げられたことについては、公益目的事業区分における正味財産の維持に懸念があることに起因するものと考えられる。この点については、「公益目的事業会計区分以外の区分での財産をどの程度保有しているかに関連するものであるため、運用上、柔軟な対応を求める」との意見があった。さらに、「各行政庁において対応が異なるという声を聞くが、公益法人が将来に向かって活動の基盤を拡充することができるよう各行政庁において適切な運用をしていただきたい」との意見があった。

法人が備え得る財産としては、将来の収支の変動に備えて、法人が自主的に積み立てる資金として、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動の見込みや限度額の見積もりが可能ななどの要件を満たす限りで特定費用準備資金として保有することも考えられる。

### (4) 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当

公益法人がやむを得ない理由により、前事業年度以前において公益目的保有

財産を取り崩した場合に、当事業年度に発生した剰余金を公益目的保有財産に充当することは認められるか否かについて検討を行った。検討においては、

「本来取り崩すべきでない公益目的保有財産の取り崩しを行っており、法人の安定的な運営のためには、その回復を図ることが望ましい」という意見があった。一方、「公益目的保有財産を取り崩しただけで、法人の継続的な運営に問題が生じているとはいえず、直ちに埋め合わせを認める理由にはならないのではないか」との意見があった。

検討の結果、認定法の運用上、剰余金の使途については、過去の説明ではなく、将来に向けての計画で説明することを予定しているため、将来に向けての公益目的保有財産を増やす説明が必要ではないかとの意見にまとまった。

したがって、前事業年度以前において公益目的保有財産を取り崩した場合に、当事業年度に発生した剰余金の使途として単に過去の取崩額の補てんの目的で公益目的保有財産に充当することは適当ではないこととなった。

### 3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

#### ① 指定正味財産の考え方

指定正味財産とは、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課されている財産額とされる（『「公益法人会計基準」の運用指針』7、公益法人会計基準注解（注6）、公益法人会計基準に関する実務指針（その2）13参照）。しかし、実務指針（その2）13に使途の制約については例示されているものの、例えば、「公益目的事業に使用すること」といった抽象的な指定で該当するのかどうかは明確になっていない。つまり、どの程度の制約が課されていれば指定正味財産として取り扱うのか明確な基準が示されていないところである。

また、指定正味財産は制約の解除により、指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとなるが、制約の具体的範囲が明確にならないと、制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替といった会計処理にも影響する。

#### ② 問題点

指定正味財産の概念は、平成16年会計基準改正時に新たに導入されたものであり、指定正味財産概念の普及の意味から、その取扱いについて厳格な規定を置いていなかったと考えられる。平成20年会計基準では、その考え方を踏襲しているが、公益認定制度の財務三基準のうち、収支相償、遊休財産規制において、指定正味財産の概念が取り入れられており、当初予定されていなかった制度上の要請がかかってきているものと考えられる。



このような背景から、例えば、公益法人のための寄附として定められているだけで、具体的な使途は法人の判断に委ねられているような場合や、特に使途の定めのない特定資産の運用益など、指定正味財産として処理されることが適当であるのか疑問となる事例も多くある点が問題となっている。

指定正味財産についての具体的な記載については、平成20年会計基準には定めはないので、実務指針を参考として事例を検討した。

### ③ 使途の制約

指定正味財産の趣旨は、寄附者等からの受託責任の明確化のため、一般正味財産から区分することにある。また使途の制約の解除は、一般正味財産への振替のタイミングが明らかでないと会計処理ができないこととなる。このような趣旨に鑑みると、振替のタイミングがわかるように寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものが指定正味財産として扱われるべきであると考えられるため、寄附者の意思について、法人側で十分に確認することが望まれる。

使途の制約については、例えば、「公益目的事業の〇〇事業に充当してほしい」や「奨学金事業の奨学金の財源に充当してほしい」と具体的に表現される必要がある。

しかし、寄附者から使途の制約が一定程度示されているものの、それが十分に明確でない場合がありうる。例えば、公益目的事業が複数ある場合の「公益目的事業のために使ってほしい」という寄附者の指定は、どの公益目的事業に使用した場合に制約が解除されるか明確でない。この場合、改めて寄附者の意思を確認するか、又は寄附者が亡くなっている場合には当該寄附者の意思を関係者に聴くことによって使途を明確化することができる場合は、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものと考えられる。あるいは、既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等によって寄附者の意思の範囲内で具体的な事業を特定することができるか、又は具体的な事業に配分することができる場合には、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものとみなしても差し支えないものと考えられる。

また、「公益目的事業の〇〇事業のために使ってほしい」という寄附者の指定があった場合には、すべてをその公益目的事業の事業費に充当し、管理費に充当することはできない。しかし、寄附額のうち一定割合を管理費に充当することについて寄附者に了承を得ることができれば、当該一定割合の寄附金の使途を管理費に充当することができるものと考えられる。

なお、「公益法人のために使ってほしい」という寄附者の意思については、法人が寄附金の具体的な使途について自ら判断する余地が大きい。この場合、実質的に使途の指定のない一般正味財産との違いがなくなるため、指定正味財産に

区分されることは適切ではないと考えられる。

指定正味財産を財源とする基本財産の運用益について、当然に指定正味財産であるとの考え方もある。しかし、例えば、運用益の発生した当該事業年度の費用に充当することを期待している場合も多く、運用益についてまで指定正味財産とすることは寄附者等の意思を超える場合も多いと考えられる。このため、運用益について具体的な用途の制約があるものについてのみ、指定正味財産として取り扱うことが適当と考えられる。

#### ④ 指定正味財産から一般正味財産への振替

寄附者等の用途の制約に沿って、財産が費消された場合には、指定正味財産としての用途の制約は解除されることとなる。用途の制約の解除に伴い、解除額相当が指定正味財産から一般正味財産に振り替えられることとなる。しかし、用途の制約が不明確であるときには、用途の制約の解除のタイミングと解除額が曖昧となり、そこに法人の恣意性が入り込む可能性がある。

例えば、寄附者から保有形態を株式等で保有し続けることを指定された指定正味財産がある場合、これを取り崩して事業に使うことは全く許されないかということについて、取り崩しが必要な事情が発生した時に、改めて寄附者の意思を確認するか、又は寄附者が亡くなっている場合には当該寄附者の意思を関係者に聴くことが必要であると考えられる。

また、寄附者から特定の事業を指定されて使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合で、合理的な理由もなく支出せずにいる場合には、本来の受託責任を果たすことができない状況と判断できることから、当該寄附金は、会計上は指定正味財産から一般正味財産へ振り替えることが適当である。

#### ⑤ 指定正味財産に関する平成 20 年会計基準と実務指針の関係

指定正味財産については、寄附者等からの用途の制約、用途の制約の解除等の事実認定に関してより明確な規定とする必要があるのではないか、あるいは指定正味財産の運用について具体的な考え方を明確にして法人関係者に示すことが必要ではないかと考えられる。既に②に記載したとおり平成 20 年会計基準には指定正味財産の具体的な記載がなく、実務指針が参考にされている。したがって、指定正味財産の今回の検討結果については、実務指針にも反映してもらうよう日本公認会計士協会に要請するとともに、実務指針との関係を明確に整理することが必要であると考えられる。

## VI 定期提出書類

### 1. 別表Hと財務諸表の関係

定期提出書類の別表Hは、毎事業年度の公益目的取得財産残額を算定する書類である。公益目的事業財産の毎事業年度のフローとストックを捉え、公益法人が、現在、公益目的事業にどの程度の財産を投下しているかを示すものである。

公益目的事業財産は、認定法及び認定法施行規則で財産となるものが決まっている。しかし、公益目的事業会計で赤字が発生し、公益目的事業財産以外の財源で赤字を補てんした場合、赤字を補てんした財産が公益目的事業財産に含まれるかどうかなど、法令等の解釈において意見の分かれるところがあり、法人からも別表Hを作成する上で難しいという声がある。

まず、公益目的事業財産は、認定法第 18 条及び認定法施行規則第 26 条で規定されているところであり、赤字を補てんした財産は、認定法第 18 条第 8 号に基づく認定法施行規則第 26 条第 8 号で規定されている、定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当するという解釈があり得る。

一方、認定法第 30 条第 2 項第 3 号において、公益目的事業財産以外の財産について公益目的事業を行うために費消、譲渡した場合には、公益目的取得財産残額から控除するものと規定されており、赤字補てんはこれに当たるとの解釈があり得る。

二つの解釈のうちいずれかをとるかによって、公益目的取得財産残額の計算結果が異なってくるものであり、研究会としては以下の結論を得た。

赤字を補てんした財産は、認定法第 18 条第 8 号に基づく認定法施行規則第 26 条第 8 号で規定する、公益目的事業のために使用、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当すると考えられる。

なぜなら、認定法第 19 条において区分経理の規定が設けられている趣旨の一つに、公益目的事業と収益事業等の事業活動の実態をそれぞれの会計により確認できるようにすることがある。このことを踏まえると、公益目的事業の事業活動は極力公益目的事業会計で表されることが必要と考えられる。したがって、公益目的事業会計に区分された財産は基本的には認定法第 18 条に規定する公益目的事業財産に該当し、それに該当しないものはごく例外的な場合と解すべきである。このため、認定法第 30 条第 2 項第 3 号の公益目的事業財産以外の財産について公益目的事業を行うために費消、譲渡した場合についても、限定的に解するのが適切であると考えられる。(注 1)

すなわち、公益目的事業会計以外の財産で公益目的事業会計の赤字を補てん

した場合、当該補てんのための金額は、一度公益目的事業会計に移動されてから、支出されていると考えられる。会計上は、当該金額は、正味財産増減計算書内訳表（他会計振替額）で、公益目的事業会計区分へ移動することになるものであって、当該書類の決算承認をもって、公益目的事業のために使用することが意思決定されており（注2）、認定法施行規則第26条第8号に該当し、公益目的事業財産に当たるものと考えられる。

また、当該補てんした金額は、認定法第30条第2項第1号の法人が取得した公益目的事業財産及び同項第2号の公益目的事業を行うために費消したものの双方に当たるため、差し引きされて、公益目的取得財産残額の計算上影響を与えないこととなる。

（注1）限定的に解した場合、例えば以下のような場合が該当すると考えられるのではないか。

○法人会計区分で所有している建物を一時的に公益目的事業に使用している時の減価償却費。

○退職給付引当資産を公益目的事業財産に位置付けないで保有しており、公益目的事業会計区分に従事している従業員に配賦した退職給付費用。

（注2）これについては、「公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた」というには、そのことが明示される形で意思決定が行われることが必要であり、財務諸表の承認は当たらないのではないかと、という意見がある。特に、会計監査人設置法人については、法人法第127条で定時社員総会への報告となっていることから、該当するとは考え難いのではないかという意見である。

なお、赤字補てんした財産は、公益目的事業財産以外の財産の費消であるため、認定法第30条第2項第3号に該当するとの考えもあり、認定法第30条第2項第3号を限定的に解する必要はなく、法人が公益目的事業財産以外の財産を財源としてまで公益目的事業を実施していることを評価し、その財源とした額を公益目的取得財産残額から減額することが社会通念上公平という考え方もある。この場合、補てん額は、公益目的取得財産残額から控除されることになる。しかし、この考え方に従って計算をすると、赤字補てんが繰り返されると、公益目的事業会計に区分された（公益目的事業のために使用することが予定された）財産が存在しているにもかかわらず、公益目的取得財産残額がマイナスとなるおそれがある。この場合、認定取消等で残された財産を自由に処分できることになるが、適当であるか疑問が残る。研究会の結論を参考にさらに検討を進め

ていただきたい。

## 2. 別表C（2）控除対象財産と財務諸表の関係

控除対象財産と財務諸表との具体的な関係(勘定科目)が分かりにくいいため、両者の関係を整理すると、以下のとおりとなる。

会計上の 資産区分	財産の用途・保有目的と認定法における財産区分		控除対 象財産
(流動資産)	特に用途の定めがないもの（遊休財産）		×
(固定資産) 基本財産	公益目的 保有財産	不可欠特定財産	一
		不可欠特定財産以外の公益目的事業財産	
	収益事業等・管理活動財産		二
	寄附者等による用途の指定のある財産・資金		五、六
	用途・用途不明等（上記以外）（遊休財産）		×
特定資産	公益目的 保有財産	不可欠特定財産以外の公益目的事業財産	一
	収益事業等・管理活動財産		二
	資産取得資金		三
	特定費用準備資金		四
	寄附者等による用途の指定のある財産・資金		五、六
用途・用途不明等（上記以外）（遊休財産）		×	
その他 固定資産	公益目的保有財産（金融資産以外）		一
	収益事業等・管理活動財産（金融資産以外）		二
	用途・用途不明等（上記以外）（遊休財産）		×

(注) 一～六： 認定法施行規則第22条第3項各号に該当  
×： 該当せず。

これらの関係を定期報告書類作成時において、財務諸表と別表C（2）の整合性を確認する必要がある。

## 3. 実施事業資産と財務諸表の関係

移行法人における実施事業資産を区分して明らかにする方法として、①貸借対照表内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分することにより、明示する方法、②貸借対照表に実施事業資産を注記する方法の二つがあげられているが、具体的な記載例がないため、どの程度の記載があれば

実施事業資産を正しく明示しているかについて検討を行った。

移行法人においては、公益目的支出計画を実施している途中であることから、公益目的支出の額に関係のある費用を明らかにすることが必要であるため、実施事業資産は区分して明らかにしておくこととなる。すなわち、公益目的支出計画の実施に影響があるため、上記①や②の方法が示されているものと考えられる。①の貸借対照表内訳表を作成した場合には、実施事業等会計に区分された固定資産が実施事業資産に該当するものと考えられる。さらに、②財務諸表に対する注記を選択した場合には、記載例として以下の記載が考えられる。このような記載により、実施事業資産は明示されるものと考えられる。

(記載例)

財務諸表(貸借対照表)に対する注記

××. 実施事業資産は以下のとおりである。

基本財産	投資有価証券	500
その他固定資産	土地	200
	建物	100

## VII 財務三基準以外

### 1. 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法

平成 20 年会計基準に定められている評価の基準、財務諸表の表示方法以外の詳細な会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 平成 11 年 1 月 22 日 企業会計審議会 最終改正平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会)を適用するという考え方がある。研究会では、この考え方でよいか改めて確認を行った。

平成 16 年会計基準公表後、日本公認会計士協会は当時の「金融商品に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第 28 号、同第 32 号)を公表しているが、例えば、以下の場合の会計処理が明示されていない。

#### 【**その他有価証券を時価評価する場合の会計処理**】

「金融商品に関する会計基準」によると、その他有価証券に区分された債券について、償却原価法を適用したうえで時価評価することが求められている(金融商品会計に関する実務指針 276)。

平成 20 年会計基準では、金融商品の運用による利息等と評価損益(売却損益

を含む)を明確に分けて表示することが定められている。このため、その他有価証券に区分された債券については、償却原価法を適用したうえで時価評価する必要があることを明示することで、一層、会計処理の普及につながるものと考えられる。詳細については、日本公認会計士協会において検討いただきたい。

## 2. 事業費・管理費科目の考え方と表示方法

事業費・管理費について、事業費と管理費の定義がわかりにくい場合がある。すなわち、現行のガイドラインでは、定義と例示のみが記載されている。このため、研究会では、事業費と管理費について定義を解説することにより、よりわかりやすい表現とすることを検討した結果、以下のとおりとなった。

事業費とは、事業の目的のために要する費用であり、管理費とは法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定義づけられている(『公益法人会計基準』の運用指針』12(2)、公益認定等ガイドライン1.7.(1)参照)。

具体的には、事業費は、当該事業に跡付けることができる費用であって、例えば、事業に従事する職員の給与手当等の人件費、事業に関連して発生する旅費交通費、事業の実施会場の賃借料等の経費が該当する。また、業務執行理事に対する役員報酬のうち、事業へ従事することへの対価であると認められる部分についても事業費に該当する。

一方、管理費は、当該事業に跡付けることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経常的な費用である。例えば、個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬や管理部門の経理担当職員の給料手当等の人件費、社員総会・評議員会・理事会の開催費用、理事・評議員・監事報酬や税務申告に係る税理士報酬、会計監査に係る監査報酬等は、法人が存続していくために必要な経常的費用と考えられるので、管理費に該当する。

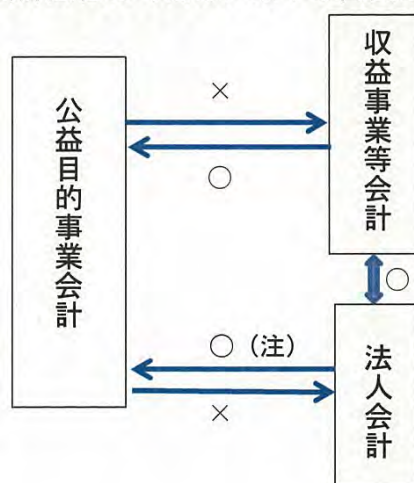
## 3. 他会計振替の考え方

他会計振替の考え方について、「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針』12.財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されているように、通常は収益事業等から公益目的事業会計への利益の50%又は50%超の繰入れに用いられる場合と収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられる(FAQ問VI-1-②)。

これに加えて、以下の図表にあるように、公益法人においては、i 法人会計から公益目的事業会計への振替、ii 収益事業等会計と法人会計間の振替も行うこ

とができる。

- ① 他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合、正味財産増減計算書内訳表上、「当期経常外増減額」と「当期一般正味財産増減額」の間に「他会計振替額」として表示する。「他会計振替額」は会計区分間の資産及び負債の移動（内部貸借取引を除く。）を意味しており、収益・費用の按分を処理する科目ではない。
- ② なお、認定法第 18 条の規定により、公益目的事業会計から収益事業等会計又は法人会計への振替はできない（一般社団法人及び一般財団法人については各会計間の振替は可能）。
- ③ 法人会計から公益目的事業会計への振替は、認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能である。
- ④ 各会計間の他会計振替の可否は、以下の図表のとおりである。



(注) 認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能。

(出典：日本公認会計士協会非営利法人委員会研究資料第 4 号)

(参考)

他会計振替の考え方、振替額の計算方法、計算事例等については、日本公認会計士協会から公表されている「非営利法人委員会研究資料第 4 号」に記載があるので参照されたい。



#### 4. 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性

研究会では、財産目録の情報開示内容についてどの程度の必要性があるのか、法人の負担軽減の観点から検討を行った。現状の開示内容はガイドラインに例示があるとおり、法人の財産をどの公益目的事業の用に供するかを明らかにするためのものであり、現状においてその役割は必要との結論を得た。このため、引き続きガイドラインを参考に情報開示を行うこととする。

#### 5. 資金収支の情報の記載

資金収支ベースでの収支予算書及び収支計算書については、平成20年会計基準においては作成する必要はないが、多くの法人では、その必要性に応じて引き続きこれを作成している。これは法人の事務負担をかけることになることから、研究会では、法人の事務負担を軽減する方法として、資金収支ベースの収支予算書及び収支計算書の情報を財務諸表等（財務諸表に対する注記を含む。以下同じ。）又は財務諸表等以外の適当な場所に記載することは可能かどうかについて検討を行った。

研究会では、資金収支の情報については、財務諸表等に記載することは適当ではなく、財務諸表等と区分して適当な場所に任意に記載すること、法人の内部管理資料として作成することは問題ないという結論を得た。この理由として、i 財務諸表等の提出書類は、損益計算ベースで作成した資料であり、当該資料以外に提出を求めることは、法人の事務負担を増やすこととなること、ii 提出資料に追加の記載をすることになると、計算の基本となるルールを定める必要があるため、従前では法人が任意に決めていた資金の範囲等を一定条件の下で決めることになることが挙げられる。

以 上

## 添付資料一覧

- 資料 1. 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
- 資料 2. (公財) 公益法人協会要望書
- 資料 3. 日本公認会計士協会要望書
- 資料 4. 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール
- 資料 5. 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討
- 資料 6. 公益認定等委員会だより第 25 号・第 30 号
- 資料 7. 収支相償の剰余金の取扱い

## 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果

平成 25 年 9 月 20 日

### I. 概要

実施期間：平成 25 年 7 月 1 日（月）～7 月 16 日（火）  
 対象法人数：平成 25 年 6 月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済み（行政庁内閣府）で、かつ、移行後の計算書類を作成したことのあると思われる法人 2,429 法人  
 （うち、公益社団法人 406、公益財団法人 1,004、一般社団法人 579、一般財団法人 440）

有効回答数：1,498 法人（61.7%）  
 （うち、公益社団法人 254、公益財団法人 634、一般社団法人 330、一般財団法人 280）

### II. 結果（項目 1～3 については、平成 25 年 8 月 12 日の速報にて公表済み）

項目 1：貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？



※20年会計基準以外を適用されている場合の理由（選択式・複数回答可。89法人が対象）

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。：39法人
- ・移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。：25法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。：11法人
- ・20年会計基準が難しいため。：10法人
- ・経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分らない。：4法人
- ・その他（自由記載）：25法人

一般社団法人において、むしろ説明が繁雑となり意味を見いだせず、事務負担が増えるだけ／公益認定移行申請に続き、定期提出物の作成などにより、会計基準の変更まで手が回らなかった等

項目 2：理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？

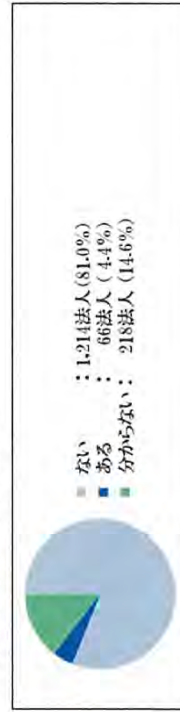


※「異なる」との回答をされている場合の理由（選択式・複数回答可。68法人が対象）

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。：18法人
  - ・20年会計基準が難しいため。：16法人
  - ・移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。：14法人
  - ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。：7法人
  - ・決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認会計士等に委託しており分らない。：4法人
  - ・その他（自由記載）：39法人
- 事業との対応が16年基準のほうがわかりやすいため／高齢の会員も多く、従来から説明に使用している様式を変更することが難しい／厳密な独立採算を求められており、個々の事業収支を説明するうえでは事業ごとの財務諸表（収支計算書を含む。）を使用するほうが理解が得られやすいため 等

項目 3：仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

（※一般論として、1,498法人が対象）



※支障があると回答されている場合の支障の内容(自由記載)

個々の成り立ちや事業の性質、税務上の取り扱い等で、民間企業と異なる特徴をもった法人が多い公益法人に、民間基準に準じた処理等を適用した場合、決算書自体がそもそも、わかりやすいものになるのか疑問／比較的少人数で経理処理をしていることが想定されるため、過大な事務負担を強いることになる恐れ／小規模な法人のため資産分割していないが資産や費用を内訳表作成上分割しなければならぬ／公益法人会計システムのソフトは、商品数が少なく高価、理事会での会計報告の際になかなかご理解頂けない／煩雑である 等

項目4：(現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※1,409法人が対象(自由記載)

一合計282法人(20.0%)が改善した方がよい点を回答

感想等を回答されたものを除き、問題提起された内容を整理すると以下のとおりである。

## I. 会計基準の枠組みに関するご意見 (31件)

○小規模法人の負担軽減

- ✓ 仕訳や会計区分間の資金融通等の仕方について明確なルールがないので、特に小規模法人にとって簡便な会計処理方法を具体的に示してほしい。(同旨7件)
- ✓ 公益法人について民間企業並みの損益会計が果たして必要なのだろうか。小規模法人については、簡便な会計基準による方法もあるのではないかと。(同旨5件)
- ✓ 正味財産に占める指定正味財産の比率の低い法人(たとえば30%以下)や指定正味財産の金額が小さい法人(たとえば5億円以下)については、指定正味財産額を注記事項にする等により、正味財産を一般正味財産と指定正味財産に区分しない方法もあるのではないかと。キャッシュ・フロー計算書のみならず、法人規模に合わせた注記の適用除外等の簡便な表示を許容すべきではないかと。
- ✓ 区分経理に伴い元帳や会計伝票数が増加し、事務負担が増加している。少人数で経理事務を行っている法人を考慮して、事務負担が軽減されるように改善してほしい。
- ✓ 事務局が一人の法人では、給与手当として実質的に本人の報酬等が開示されるのと同然になる。財務諸表での表示の仕方を検討していただきたい。

○会計と税務における表記の一本化

- ✓ 会計上の話と税務上の話で乖離している部分が散見される印象があるので、一本化されるといい。(同旨1件)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ 企業会計基準を適用するほうがよい。(同旨5件)
- ✓ 新規に設立した一般社団・財団法人には、準拠すべき会計基準が明確でない。明示されたい。
- ✓ 公益目的支出計画が完了した一般社団・財団法人も準拠すべき会計基準を明示、または会計基準を設定してほしい。
- ✓ 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、一般社団・財団法人法施行規則第21条及びFAQ問VI-4-(1)又は(2)で示しているとおろし、「一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計慣行によること」が求められていること及び20年会計基準は、「一般社団・財団法人に義務付けられる会計基準ではなく、法人の会計処理の利便に資するもの」の考えを踏襲して検討されること。
- ✓ 開示書類、理事会・評議員会説明書類等に20年基準の書式を使用しているが、病院事業等の管理には病院会計準則の形式での計算書、補助金での事業の報告には収支計算書を別途作成している。各事業を継続的に実施するには効率的な運営管理が必要だが、そのために必要な数値は20年基準による計算書では得られない。学会運営に整合した会計基準とするほうがよい(学会運営の法人からの記載)。

## II. 財務基準に関するご意見 (73件)

○区分経理関係

- ✓ 法人会計区分は不要ではないか。(同旨13件)
- ✓ 区分経理は必要ないのではないかと。(同旨12件)
- ✓ 流動資産の各預金について、公益事業会計と法人会計に分けるのは、不可能ではないか。現金・預金の区分経理の効率的な管理方法を示されたい。(同旨9件)
- ✓ 公益目的事業(1つ)のみを行う法人の場合に、正味財産増減計算書内訳表等の必要性を感じない。簡便な方法を検討してほしい。(同旨8件)
- ✓ 認定法等と会計基準が混同しているが、貸借対照表内訳表の作成の意義を再検討してほしい。作成する場合には作成の方法を示してほしい。(同旨6件)
- ✓ 管理費の配賦作業が非常に煩雑である。配賦作業の簡素化の仕組みを示してほしい。(同旨1件)
- ✓ 正味財産計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成方法について、運用指針等

で具体的に明示してほしい。具体的な仕訳方法等が明らかになりにされていない。  
 ✓ 財務諸表の内訳表は主に公益目的支出計画のため（当財団の場合）にのみ作成されているため、必ずしも事業ごとの収益と損益の状況を客観的に示すものとなっている。会計基準の中で内訳表の位置付けを明らかにすべきと思われる。会計区分ごとの資産管理は煩雑である。法人会計の財源を公益目的の事業会計から充てられるよう、柔軟な制度にして頂きたい。寄付金募集にあたり、予め法人会計の割合を示すのは困難。

○収支相償関係

- ✓ 事業収入で運営をしている法人は、収支相償を厳格に適用した場合、将来事業運営が立ち行かなくなってしまうという危機感がある。（同旨 2 件）
- ✓ 年度によっては偶発的事象により収益が超過し、収支相償を満たせない場合がある。収支相償を数年間の実績で判定するなど、判定方法を柔軟化できないか。（同旨 1 件）
- ✓ 会計の目的は適正な期間損益計算にあるが、「収支相償」は会計処理に恣意性を介入させる温床となる可能性があるため、廃止すべき。

○公益目的事業比率関係

- ✓ 費用の配賦方法を簡素化してほしい。（同旨 5 件）
- ✓ 平成 20 年基準においては、事業費に「従来の管理費の一部」が加算されることになっている。議員会・理事会等の直接費用を除いた管理費を合理的な基準に基づき按分し、公益目的事業・収益事業に関する部分を事業費として計上することになるが、会計本来のディスクロージャーの観点からは法人の損益がわかりにくくなった。配賦について、具体的かつ明確な基準を示してほしい。

Ⅲ. 公益法人に特有な会計上の論点（Ⅱ. 以外）についてのご意見（71 件）

○有価証券の評価方法等関連

- ✓ 売買目的以外で時価評価している有価証券について「全部純資産直入法」や、取得価額のまま時価情報の注記という方法を認めてほしい。（同旨 4 件）
- ✓ 売却損益、償還損益の取り扱いにつき、評価損益等とは区分して表示するよう検討してほしい。（同旨 1 件）
- ✓ 20 年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外貨の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、結果算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益認定の財務基準判定の基礎となるものなので、詳細な解説がほしい。

○事業費・管理費科目関連

- ✓ 管理費の取扱要領について、科目ごとの具体的な取扱要領の例示を示してほしい。（同旨 1 件）勘定科目名が公益法人独自である。企業会計基準の一般的な勘定科目名と揃えた方がわかりやすいのではないか。（同旨 1 件）
- ✓ 勘定科目について、従来の事業形態科目に近い形（例：総会費、理事会費）にできないか。（同旨 1 件）
- ✓ 経常外増減の部の科目の利用内容の解説がほしい。
- ✓ 事業費と管理費の区別が曖昧であり、管理費総額の表示が困難。

○指定正味財産から一般正味財産への振替

- ✓ 指定正味財産の一般正味財産に振り替える際の勘定科目名にばらつきがある。統一性が必要ではないか。
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替という考えが分かりにくい。（振替処理をやめて、一般正味財産、指定正味財産内で完結できるような記帳にかえられないでしようか。）

○財務諸表上の様式・勘定科目

- ✓ 財産目録の情報開示はどの程度必要か、記載内容を再検討してほしい。（同旨 2 件）
  - ✓ 公益目的事業以外の事業を収益事業等と表示した場合、本来の収益事業と紛らわしいため混乱がある。収益事業等ではなく新しい表示文言を検討してほしい。
  - ✓ 貸借対照表において正味財産の基本財産及び特定資産への充当額を〇書きで表記しているが、別途、財務諸表に対する注記においてもその内訳を詳細に記載しており、重複しているため、貸借対照表における当該表記を廃止すべき。
  - ✓ 一般財団法人は財務諸表の名称、科目等について企業会計と同じにすべき。
  - ✓ 注記が分かり難い。
  - ✓ 「財務諸表に対する注記」の「基本財産および特定資産の増減額ならびにその残高」について雛型が示されているが、その雛型の「当期増加額」や「当期減少額」欄には合計額を記載する扱いとなっており、内訳がわからない。情報開示の観点からは内訳を作成すべきではないか。
- 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表関係
- ✓ 資金ベースの資料のほうが分かりやすいと思います。（同旨 11 件）

- ✓ 理事会、総会時に20年会計基準で書類を示しても分かり難いとのご指摘を受けて、16年会計基準から20年会計基準への移行3年程度、説明資料を別個に作成して説明をしていた。個々の事業が支出で追えるように考えてほしい。(同旨7件)
  - ✓ 法人全体の各科目の合計がご覧できないため、正味財産増減内訳書で事業費と管理費を段違いにするのではなく、並列で表示する形式にして頂きたい。(同旨4件)
  - ✓ 正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表は科目が同一であるので、重複感が強い。評議員会等において公益認定基準との関連で説明をする必要があるが、その説明には内訳表が至便である。「内訳表に計算書の内容をすべて具備させるため、計算書だけの項目である前年度実績とその増減を内訳表に追加記載した場合は計算書は作らなくてよい」こととしたりよい。(同旨4件)
  - ✓ 予算書の名称について、「収支予算書」だと以前の資金収支予算書と誤解されやすいので、「損益予算書」或いは「正味財産増減予算書」のような名称に変更してほしい。(同旨3件)
  - ✓ 財務諸表の様式に、税金(法人住民税および事業税)の記載箇所が明示されていない。(同旨2件)
  - ✓ 正味財産増減計算書で期首・期末の正味財産残高は不要ではないか。(同旨1件)
  - ✓ 貸借対照表内訳表を作成しない場合、正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高については記載できないのではないか。(同旨1件)
  - ✓ 法人会計の区分は不要。管理費は各事業区分に表示すべき。
  - ✓ 正味財産増減計算内訳書は、表は大きい方が内容が空虚なため不評であり、また会員より見づらしいという意見が多い。
  - ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記で資金に関する情報を補足できないか。
  - ✓ 予算準備が義務でなくなったのなら、収支予算書も義務化はやめてほしい。
- IV. 定期報告書類等と会計の関係 (5件)**
- ✓ 決算書類を定期提出書類に代替できないか。(同旨2件)
  - ✓ 事業報告等に係る提出書類の軽減、または社員総会に用いている資料で、報告事項を補完できると事務の簡素化につながる。(同旨1件)

以上

## いわゆる平成20年公益法人会計基準について (公法協の評価)

- 1 法制上の遵守基準と融合した精緻な会計基準
- 2 遵守基準を精査する立場の行政にとっては便利な会計基準
- 3 しかし、計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない会計基準

### (参考) 公法協ウェブアンケート (平成25年6月～7月実施)

質問9: 公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっているが、同基準について、何らかの不都合がありますか。

- |               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 1. 不都合は感じていない | 841 | 51.8% |
| 2. 不都合を感じている  | 499 | 30.7% |
| 3. わからない      | 283 | 17.4% |

発信先件数	6,710
回答件数	1,623



非営利 25 第 5 号  
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹 殿



### 公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」(平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。)に関する課題について検討するための仕組み(体制)の整備を要望いたします。

#### 1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人(公益社団・財団法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人。以下同じ。)が適用する一般的な標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされています。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、資産除去債務に関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用するとした場合に企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります。

#### 2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応できる仕組み(体制)が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」(平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議合せ。以下「平成 16 年基準」という。)等も適用することも許容されており、平成 20 年基準が仮に改正された場合には、平成 16 年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高めるためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

#### 3. 当協会の取組と協力をお願い

以上のおおりに要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」で述べさせていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要がある課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当該フレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されることを望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討していきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上



## 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

### 1. 検討課題

#### (優先順位A)

- 小規模法人の負担軽減策
  - ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊤・㊦・㊧・㊨)
  - ✓ 小規模法人の定義 (㊤・㊦・㊧・㊨)
  
- 公益法人会計基準の適用の在り方
  - ✓ しん酌すべき会計基準について (㊦)  
→議論の前提としての意見交換
  - ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊦)
  
- 制度と会計基準の分離可能性 (㊤)  
→個別項目の議論の前提として意見交換
  
- 法人会計の区分(必要性) (㊤・㊨)
  
- 財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊤・㊦・㊨)
  - ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊤・㊨)
  - ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊦・㊨)

#### (優先順位B)

- 財務三基準の解釈・適用
  - 以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。
  - ✓ 収支相償 (㊤・㊦・㊧)
  - ✓ 公益目的事業比率 (㊤・㊨)
  - ✓ 遊休財産規制 (㊤・㊦・㊧)
  
- 定期報告書類
  - ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊤・㊦・㊨)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (㊦・㊧)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 他会計振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (㊧)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方 (㊧)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊧)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊦・㊧)

(優先順位 C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2) の控除対象財産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)

○会計基準の設定主体の在り方 (㊦・㊧)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (㊧)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊦：公益財団法人公益法人協会

㊧：日本公認会計士協会

㊨：委員

㊩：アンケート結果

## 2. スケジュール

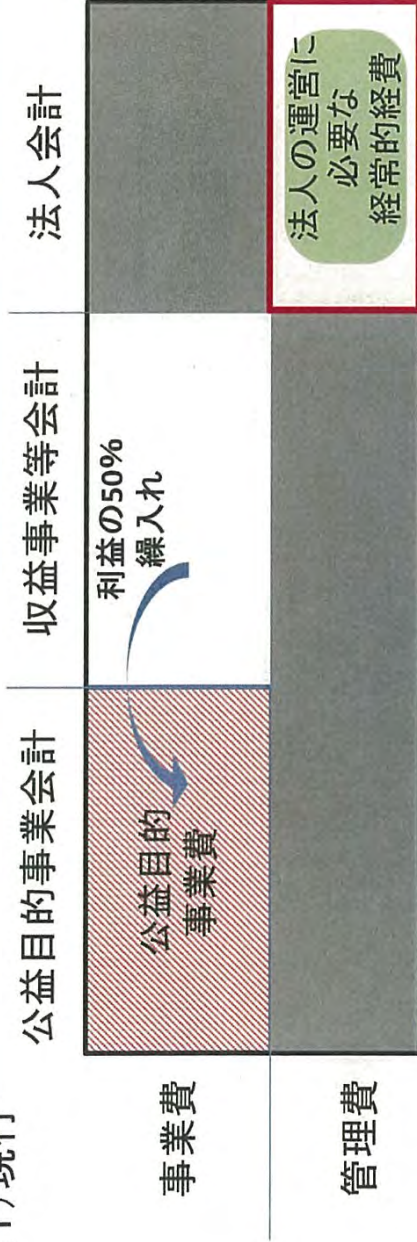
開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位 B、C の事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。

# 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討

資料5

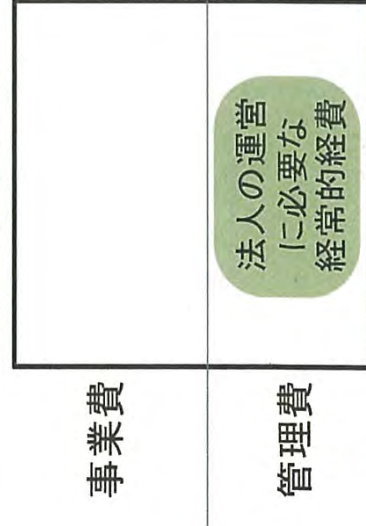
(1) 現行



(義務付けないことを検討)

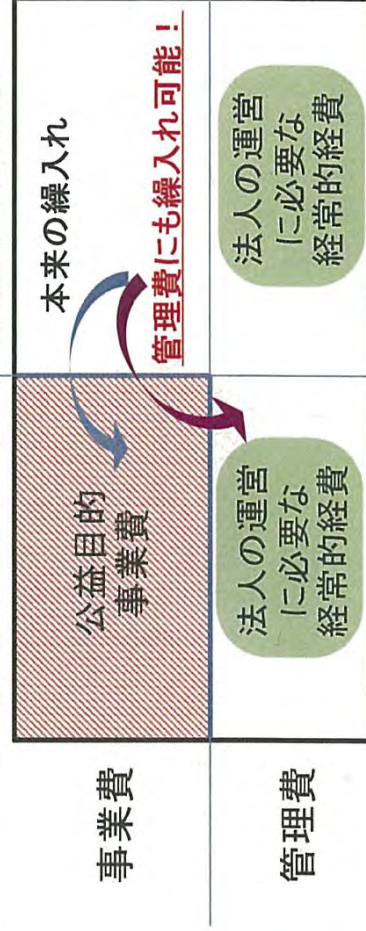
(2) 法人会計を設けない場合

①公益目的の事業のみの法人  
公益目的事業会計



○ 繰入れは不要

②収益事業等も行う法人  
公益目的事業会計



× 事業費への繰入れか検証不能

# 公益法人の会計に関する研究会の検討課題

公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会を設置し、検討を行っています。

研究会では、内閣府が実施した公益法人会計基準適用についてのアンケートの結果及び関係団体からの要望を踏まえ、今般、検討課題及びその優先順位を取りまとめました。今後は、これに従って議論を行い、2014年内に取りまとめを行うこととしています。

## 優先順位A

- 小規模法人の負担軽減策
  - ✓ 小規模法人にとって、何が負担となっているのかを研究し、基準の適用除外や簡略化の方法及び内容について議論します。
- 公益法人会計基準の適用の在り方
- 制度と会計基準の分離可能性
- 法人会計の区分(必要性)
- 財務諸表上の様式・勘定科目の改善
  - ✓ 貸借対照表内訳表の必要性や、正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表の様式・勘定科目等について議論します。

## 優先順位B

- 財務三基準の解釈・適用
  - ✓ 収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制といったいわゆる財務三基準について、公益法人の目的・特性を踏まえ、会計基準の議論としてどう考えるべきか検討します。
- 定期報告書類
- 財務三基準以外の個別項目
  - ✓ 会計基準上の個別的な諸論点について議論します。

## 優先順位C

- 定期報告書類等
  - ✓ 定期報告書類の諸課題について議論します。
- 会計基準の設定主体の在り方
  - ✓ 将来像について意見交換します。
- 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

## ■スケジュール

開催予定	項目
2013年10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
2013年11月～ 2014年2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
2014年3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
2014年内目途	○検討結果のとりまとめ

※開催予定と検討項目については、検討過程において変更の可能性があります。



## 公益法人の会計に関する 諸課題の検討状況について

2013年7月、公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会を設置しました。同研究会は、昨年8月の初会合以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、専門的な観点から具体的な議論を進めてきました。

今後も、年内を目途に引き続き検討を続けていくこととなりますが、多様な利害関係者に対する情報提供の機会とするため、これまでの検討状況について公表することといたしました。



**■御意見募集中!**

「公益法人information」の  
意見募集要領を御確認ください!  
平成26年5月31日(土)締切

### ◆ 検討されている小規模法人の負担軽減策



#### 2つの視点

公益法人は税制  
優遇を受ける社  
会的存在



事業規模の小さく、  
体制の脆弱な法  
人の実行可能性

## 1 制度における検討課題

✓ 収支相償について、運用の弾力化ができないか?

財源を最大限に活  
用して、受益者の  
範囲を拡大



収支の変動しやす  
い小規模法人は複  
数年度の収支を見  
たうえで剰余金の  
用途を決めたいと  
いう要望

剰余金が発生した場合、現行は翌年度に対応案の策定を求めています。これを改め、翌年度に対応策検討のスケジュール、翌年度又はその次年度当初に具体的な計画の提出という方法案について、制度の信頼性の確保、管理・監督方法等の検証のため、引き続き検討することといたしました。

## 2 財務諸表の様式における検討課題

✓ 貸借対照表内訳表は必要か? (収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れる法人が対象)

繰り入れが行われ  
ているかを資産の  
面から判断



事務負担の大き  
い様式の必要性

検討の結果、小規模法人に限定せず、引き続き整理・検証することといたしました。

## ✓正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分について、義務付けは廃止できないか？

公益目的事業比率の算定のため全法人に義務付け

法人会計以外の他の会計で同様の情報提供が可能では

収益事業等を行う法人は、繰り入れられた額が公益目的事業に使われることが検証不可能になるのではないかと、公益目的事業のみを実施する法人については、対象を小規模法人に限定する理由はないのではないかと議論がなされました。また、管理費の財源(収益)が論点となり、実効性ある負担軽減策を引き続き検討することとなりました。

# 3 会計処理に関する検討課題

## ✓重要性の原則について、小規模法人の負担軽減策に活用できないか？

検討の結果、重要性の乏しいものについて簡便な方法によることができるとする「重要性の原則」(平成20年公益法人会計基準)の規定の活用、小規模法人の運営において比較的影響の少ない一定の項目(「満期保有目的の債券」には、償却原価法を適用しないことができる等)では、簡便な方法を認めることで概ね一致しました。

## ✓事業費・管理費の配賦基準について改善できないか？

公益目的事業比率の算定のため、事業費・管理費について、共通費用からの適正な配賦が必要

小規模法人には、配賦の根拠の整理等に伴う負担感が大

共通費用からの配賦割合について、申請時等に用いた割合の継続的使用を原則認め、「大きな状況変化」があった場合及び一定の年数の経過後に見直すこととする案について、引き続き検討することとなりました。

# 4 「小規模法人」の対象範囲について、簡便な会計処理方法の適用対象とする小規模の範囲はどのように決めるか？

収益、資産、寄附金・補助金の受領の有無等の定量的条件、法人の自己規律の取り組み(例えば、自主的・自発的に情報開示をインターネットで行っている等)を重視することなど、定性的な条件について、引き続き検討することとなりました。

## ◆ 今後の検討方針

この検討は、小規模法人のため別途の会計基準を定めようとするものではなく、あくまで、現行の会計基準の趣旨を踏まえ、できる限り運用上の簡素化を図るものであり、小規模法人といえども、原則的な会計処理を行うことが望ましいことにご留意ください。

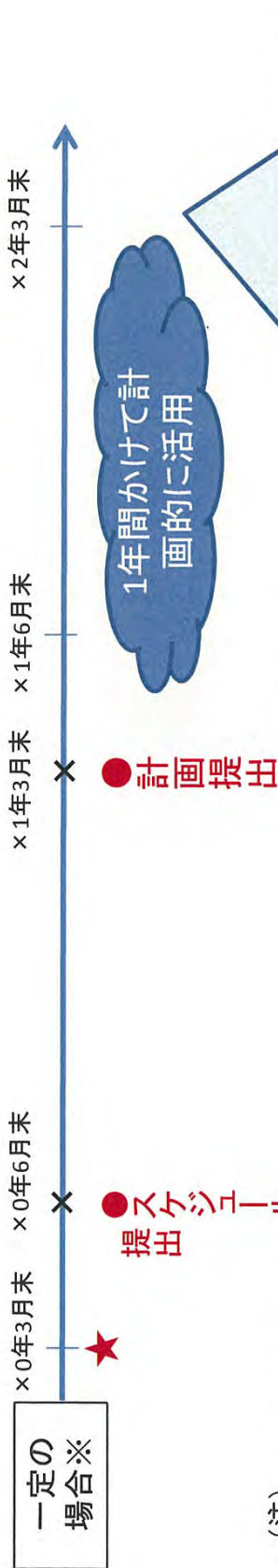
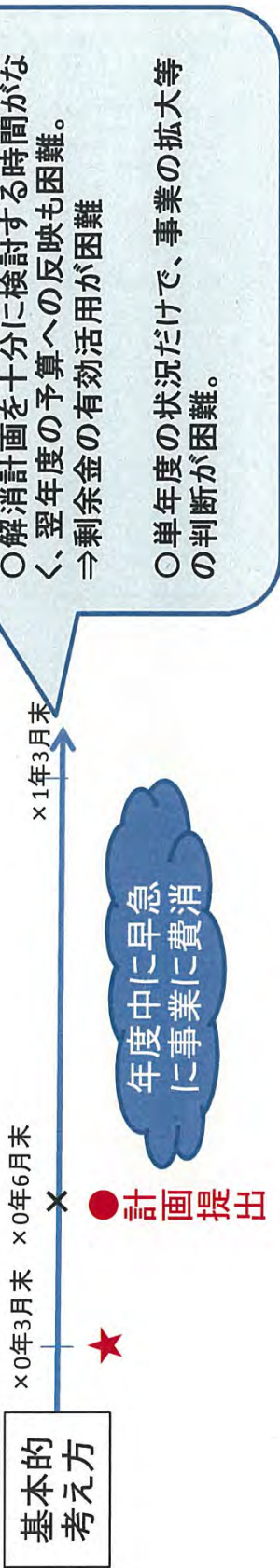
今後の検討に当たり、研究会では、小規模法人を対象を限らず議論することとした制度運用の課題等については、委員会との連携の下、引き続き議論を深めていくとともに、重要性の原則の適用等に関する技術的な課題については、実務面での検討を更に進めることとしています。

さらに、定期報告書類や個別の会計処理・表示の課題等の検討にも取り組むこととしています。



# 収支相償の剰余金の取扱い

## ★剰余金の発生



(注)

特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金であり、収支相償上は見做し費用として取り扱われる(認定規則18条)。

資産取得資金とは、

特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金であり、剰余金を当該資金に積み立てること、収支相償の基準は満たすものとして取り扱っている(認定規則22条3項3号)。

※ 一定の場合とは、特別な事情や合理的な理由がある場合をいう。



## 参考資料

- 公益法人の会計に関する諸課題の検討について (略)  
(平成25年7月12日公益認定等委員会)
- 公益法人の会計に関する研究会 構成員名簿 (略)
- 公益法人の会計に関する研究会 審議経過

公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
審議経過

第1回 平成25年8月5日（月）

- 研究会の運営について
- 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
- 日本公認会計士協会からの意見聴取
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果（速報）
- 今後のスケジュール

第2回 平成25年9月19日（木）

- 公益認定等委員会委員からの意見
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
- 検討課題について

第3回 平成25年10月24日（木）

- 検討課題優先順位、スケジュールについて
- 他制度や海外での小規模法人の取扱い

第4回 平成25年11月18日（月）

- 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
  - ・（公益財団法人）国際医療技術財団
  - ・（公益社団法人）全日本断酒連盟
- 公益法人会計基準の適用の在り方
- 制度と会計基準の分離可能性についての意見交換

第5回 平成25年12月9日（月）

- 小規模法人の負担軽減策について

第6回 平成26年1月27日（月）

- 小規模法人の負担軽減策について

第7回 平成26年2月28日(金)

- 小規模法人の負担軽減策について
  - ・ 重要性の原則の適用項目の検討
  - ・ 事業費・管理費の算定方法
- 法人会計区分の義務付けのないことに伴う収益の考え方
- 小規模法人の定義の検討
- 中間報告素案について

第8回 平成26年3月27日(木)

- 小規模法人の負担軽減策について
  - ・ 重要性の原則の適用項目の検討
  - ・ 事業費・管理費の算定方法
- 小規模法人の定義の検討
- 中間報告素案について

第9回 平成26年4月24日(木)

- 別表Hについて

第10回 平成26年7月3日(木)

- 法人会計区分の作成義務付け緩和について
- 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について
- 遊休財産規制(6号財産と指定正味財産)について
- 意見募集・意見交換会の結果について

第11回 平成26年8月26日(火)

- 貸借対照表内訳表について
- 収支相償について
- 収支相償の剰余金の使途について  
(個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等)
- 指定正味財産の指定の範囲について

第12回 平成26年10月2日(木)

- 収支相償について
- 収支相償の剰余金の使途について  
(個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等)
- 指定正味財産の指定の範囲について

第13回 平成26年11月4日（火）

- 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記
- 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法について
- 事業費・管理費科目の考え方と表示方法について
- 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性について

第14回 平成26年11月25日（火）

- 他会計振替の考え方について
- 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応について

第15回 平成26年12月15日（月）

- 定期提出書類について
- 会計基準の設定主体等について
- 最終報告素案について

第16回 平成27年1月28日（水）

- 最終報告素案について

## 平成27年度会計研究会のテーマ

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(27.3.26 当研究会報告書。以下「研究会報告書」)において日本公認会計士協会(以下「会計士協会」と)との連携・協力の下に検討を進めることとされていた事項について、同協会における検討の進捗に応じ、以下のスケジュールにより検討を進める。

### 第17回(10月上旬)

【テーマ】公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応  
企業会計の基準を公益法人にも求めることが、利害関係人への適正開示、監督上の必要性、法人の負担等の点に照らして必要か。

(例)

- i) 金融商品の状況、時価等に関する詳細な注記を記載することとすべきか。
- ii) 財務諸表について会計方針の変更や誤謬の訂正が行われた場合、過年度分についても遡って訂正させ、内閣府に改めて提出させることとすべきか。

### 第18回(10月下旬~11月上旬)

【テーマ】法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

旧公益法人制度下で策定された平成16年会計基準から、新公益法人制度下で策定された平成20年会計基準に円滑に切替えが進むよう、実務上どのような点に考慮すべきか。

## **第19回（11月下旬～年末）**

【テーマ】 研究会報告書の会計士協会実務指針への反映

（主な事項）

- i) 指定正味財産について、使途の制約の基準やその具体例、一般正味財産への振替のタイミングやその具体例を、実務指針に記載する必要はないか。
- ii) 研究会報告書において『その他有価証券』に分類された債券は、償却原価法を適用した上で時価評価する」とされたことを踏まえ、この変更を適用した場合の過年度修正の方法など、実務上の取扱いをどうするか。
- iii) 公益目的事業のみを実施する法人が、今後、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分を省略するに当たっての留意事項

（予備日 1月中・下旬）

## **第20回（2月中旬）**

- 1 本年度の研究会報告書案（パブリックコメント案）の検討
- 2 日本公認会計士協会の実務指針案の最終確認

〔パブリックコメント（2月中旬～3月上旬）〕

## **第21回（3月中旬）**

本年度の研究会報告書の確定

※ 開催予定と検討項目については、検討過程において変更の可能性  
がある。

<付属資料17>

「各行政庁公益法人行政主管部局一覽」(平成27年3月31日時点)

機関名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9669(相談専用) 03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道	総務部法人局法人団体課 011-204-5004(直)
	青森県	総務部総務学事課 017-734-9079(直)
	岩手県	総務部法務学事課 019-629-5039(直)
	宮城県	総務部私学文書課 022-211-2295(直)
	秋田県	総務部総務課 018-860-1057(直)
	山形県	総務部学事文書課 023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学・法人課 024-521-8226(直)
	茨城県	総務部総務課 029-301-2243(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課 028-623-2065(直)
	群馬県	総務部学事法制課 027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課 048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課 043-223-2160(直)
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係 03-5320-6727(直)
	神奈川県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部法務文書課 025-280-5017(直)
	富山県	経営管理部文書学術課 076-444-3150(直)
	石川県	総務部総務課 076-225-1232(直)
	福井県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246(直)
	山梨県	総務部私学文書課 055-223-1413(直)
	長野県	総務部情報公開・法務課 026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課 058-272-1111(代)
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課 054-221-2866(直)
	愛知県	総務部法務文書課 052-954-6024(直)
	三重県	総務部行政財政改革推進課 059-224-2231(直)
	滋賀県	総務部総務課 077-528-3145(直)
	京都府	総務部政策法務課 075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課 06-6944-6093(直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室 078-362-3134(直)
	奈良県	総務部総務課 0742-27-8345(直)
	和歌山県	総務部総務管理局総務学事課 073-441-2092(直)
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課 0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課 0852-22-6966(直)
	岡山県	総務部総務学事課 086-226-7198(直)
	広島県	総務局総務課 082-513-2246(直)
	山口県	総務部学事文書課 083-933-2140(直)
	徳島県	監察局評価検査課 088-621-2031(直)
	香川県	総務部総務学事課 087-832-3062(直)
	愛媛県	総務部管理局私学文書課 089-912-2221(直)
	高知県	総務部法務課 088-823-9160(直)
	福岡県	総務部行政経営企画課 092-643-3030(直)
	佐賀県	経営支援本部法務課 0952-25-7002(直)
	長崎県	総務部総務文書課 095-895-2114(直)
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068(直)
	大分県	総務部法務室 097-506-2272(直)
	宮崎県	総務部行政経営課 0985-32-4477(直)
	鹿児島県	総務部学事法制課 099-286-2157(直)
	沖縄県	総務部総務私学課 098-866-2074(直)

<付属資料18>

「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（平成27年3月31日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎河西 邦人（札幌学院大学経営学部経営学科教授） ○大萱生 哲（弁護士（おおがゆ法律事務所）） 大浦 恵（公認会計士（瑞輝監査法人代表社員）） 堤 悦子（北海商科大学商学部商学科教授） 三島 敬子（（株）セントラルプロモーション北海道代表取締役） 森川 潤一（公認会計士（森川会計士事務所））
青森県	青森県公益認定等審議会	◎遠藤 哲哉（青森公立大学経営経済学部教授） ○岩谷 直子（弁護士） 青木 智美（公認会計士・税理士） 大坂 みどり（税理士・社会保険労務士・行政書士） 椀沢 孝子（八戸みなとまちづくり市民フォーラム代表）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎吉田 瑞彦（弁護士） ○遠藤 明哲（公認会計士・税理士） 高嶋 裕一（岩手県立大学総合政策学部教授） 西川 温子（税理士） 宮本 ともみ（岩手大学人文社会科学部教授）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授） ○内田 直仁（宮城大学事業構想学部准教授） 手島 道夫（弁護士） 高橋 雄一郎（公認会計士） 飯笹 佐代子（東北文化学園大学総合政策学部准教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎渡部 毅（ノースアジア大学法学部教授） ○松渕 秀和（一般財団法人秋田経済研究所専務理事） 木村 了（税理士） 沢田 祐治（公認会計士・税理士） 菅原 佳典（弁護士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎出井 信夫（元東北公益文科大学教授） ○伊藤 一雄（公認会計士） 小笠原 奈菜（山形大学人文学部准教授） 今田 早百合（行政書士） 渡部 洋江（弁護士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎富田 哲（福島大学行政政策学類教授） ○根本 佳夫（元福島県商工会連合会専務理事） 阿部 寿子（税理士） 吉田 恵美子（特定非営利活動法人ザ・ピープル理事長） 長谷川 貴子（公認会計士） 渡辺 慎太郎（弁護士）
茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎横山 哲郎（公認会計士） ○阿久津 正晴（弁護士） 井上 拓也（茨城大学教授） 竹内 晶子（元日立市収入役） 村上 正子（筑波大学准教授）



栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎杉原 弘修 (宇都宮大学名誉教授) ○川村 壽文 (公認会計士) 工藤 敬子 (有限会社フェードイン代表取締役) 平野 浩視 (弁護士) 星 法子 (白鷗大学教授)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○大平 良治 (学校法人新島学園理事長) 小竹 裕人 (群馬大学社会情報学部准教授) 佐藤 佳子 (税理士) 井上 真由美 (高崎経済大学経済学部講師)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎大貫 正男 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役(元理事長)) ○原口 博 (公認会計士) 石川 博康 (弁護士) 上河内 千香子 (駿河台大学法学部教授) 高橋 裕子 (税理士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎石川 久 (淑徳大学コミュニティ政策学部教授) ○西村 勝司 (公認会計士) 大谷 益世 (公認会計士) 眞田 範行 (弁護士) 野崎 薫子 (弁護士)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎小幡 純子 (上智大学法科大学院教授) ○鎌野 邦樹 (早稲田大学法学学術院教授) 市川 伊三夫 (久光製薬株式会社監査役・三基商事株式会社顧問) 香川 譽夫 (公認会計士香川譽夫事務所所長) 鴨木 房子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会参与) 田中 弥生 (独立行政法人大学評価・学位授与機構教授) 山上 圭子 (弁護士)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	◎齋藤 真哉 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授) ○泉谷 和子 (相模女子大学短期大学部教授) 岡村 勝義 (神奈川大学経済学部教授) 小川 佳子 (弁護士 横浜弁護士会) 小野 晶子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員) 弥永 真生 (筑波大学ビジネスサイエンス系教授)
新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎澤村 明 (新潟大学経済学部教授) ○渡邊 信子 (税理士) 野本 幸 (特定非営利活動法人女性みちみらい上越理事長) 橋本 奈奈 (弁護士) 本間 敏 (公認会計士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎林 晃司 (弁護士) ○蟹瀬 美和子 (元富山県社会福祉協議会専務理事) 桶屋 泰三 (税理士・北陸税理士会富山県支部連絡協議会会長) 宮田 伸朗 (富山国際大学子ども育成学部長)

		山崎 佐和子（富山商工会議所女性会常任理事）
石川県	石川県公益認定等審議会	◎中島 史雄（弁護士、金沢大学名誉教授） ○吉村 文雄（金沢大学名誉教授） 舟橋 秀明（金沢大学人間社会研究域法学系准教授） 眞鍋 知子（金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授） 森 浩一（金沢学院大学経営情報学部教授）
福井県	福井県公益認定等委員会	◎安久 彰（公認会計士） ○山川 均（弁護士） ○山下 裕己（福井新聞社参与・特別論説委員） 坪川 貞子（行政書士） 加藤 まどか（福井県立大学学術教養センター准教授）
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎早川 正秋（弁護士） ○勝俣 高明（公認会計士・税理士） 古屋 知子（一般社団法人カールカワ山梨県連盟副連盟長） 實川 和子（山梨学院大学教授） 前原 昇（税理士）
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小林 邦一（公認会計士） ○中嶋 実香（弁護士） 高橋 佐智子（公認会計士） 柄澤 洋子（一般社団法人長野県商工会議所連合会事務局長） 高橋 潤（NPO法人長野県みらい基金副理事長）
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎山田 貞夫（弁護士） ○川嶋 俊雄（公認会計士） 大野 正博（朝日大学法学部教授） 永井 京子（税理士） 三井 栄（岐阜大学地域科学部教授）
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎田中 克志（常葉大学法学部教授） ○立石 健二（弁護士） 清水 文子（元常葉学園中・高等学校長） 杉山 明喜雄（公認会計士） 長岡 路子（公認会計士）
愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎加藤 雅信（名古屋学院大学法学部教授） ○加藤 歌子（税理士） 小池 康弘（愛知県立大学外国語学部教授） 松岡 正明（公認会計士） 森 美穂（弁護士）
三重県	三重県公益認定等審議会	◎澤田 博（公認会計士、税理士） ○伊藤 庄吉（行政書士、三重県行政書士会会長） 上井 長十（三重大学人文学部准教授） 小林 明子（弁護士） 田中 里美（三重短期大学法経科講師）

滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎仁連 孝昭 (滋賀県立大学副学長) ○池口 博信 (行政書士) 井上 芳恵 (龍谷大学政策学部准教授) 浮田 麻里 (弁護士) 宮岸 雅英 (公認会計士)
京都府	京都府公益認定等審議会	◎藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授) ○佐久間 毅 (京都大学大学院法学研究科教授) 浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 藤井 正大 (弁護士) 前野 芳子 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	相川 康子 ((特活)NPO政策研究所専務理事) ○赤西 芳文 (弁護士) ◎初谷 勇 (大阪商業大学総合経営学部教授) 林 紀美代 (公認会計士) 松尾 知子 (関西大学法学部教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎室崎 益輝 (ひょうごボランティアプラザ所長) ○松山 康二 (公認会計士) 正木 靖子 (弁護士)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授) ○以呂免 義雄 (弁護士・弁理士) 里見 良子 (公認会計士・税理士) 田中 敬一 (近畿大学経済学部教授) 福本 葵 (帝塚山大学法学部教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎波床 昌則 (弁護士) ○山中 盛義 (公認会計士・税理士) 湯川 広一 (きのくに信用金庫監事) 岡田 亜紀 (菱岡工業株式会社代表取締役) 清弘 正子 (和歌山大学経済学部市場環境学科准教授)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎入江 道憲 (公認会計士・税理士) ○駒井 重忠 (弁護士) 岸田 寛昭 (特定非営利活動法人 未来 理事長) 山根 里美 (税理士) 木村 祐子 (特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク理事)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎玉樹 智文 (島根大学大学院法務研究科准教授) ○熱田 雅夫 (弁護士) 足立 美智子 (元島根県副出納長) 野田 素美子 (行政書士) 山川 博司 (公認会計士)
岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎塚田 健二 (前吉備国際大学社会福祉学部教授) ○福原 一義 (公認会計士) 赤木 真美 (岡山大学大学院社会文化科学研究科教授) 土井 道彦 (岡山県選挙管理委員会委員) 久保 藍良 (弁護士)

広島県	広島県公益認定等審議会	◎越智 貢 (広島大学大学院文学研究科教授) 金井 誠太 (広島商工会議所副会頭) 齋村 美由紀 (弁護士) 山田 紳太郎 (公認会計士) ○山田 知子 (比治山大学現代文化学部教授)
山口県	山口県公益認定等審議会	◎天羽 満則 (公認会計士) ○中山 修身 (弁護士) 進藤 優子 (山口県立大学国際文化学部准教授) 鈴木 朋絵 (弁護士) 高橋 和幸 (下関市立大学経済学部教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎笹谷 正廣 (弁護士) ○豊永 寛二 (弁護士) 井関 佳穂理 (公認会計士・税理士) 喜多 三佳 (四国大学経営情報学部教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎小川 和彦 (元一般社団法人香川経済同友会代表幹事) ○辻上 佳輝 (香川大学法学部准教授) 井上 善弘 (香川大学経済学部教授) 藤本 智子 (弁護士) 安井 順子 (公認会計士)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	◎武田 秀治 (弁護士) ○村上 宏之 (松山大学学長) 秋葉 見 (公認会計士) 兼平 裕子 (愛媛大学法文学部教授) 五味 久枝 (トヨタカローラ愛媛株式会社代表取締役社長)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎橋本 誠 (公認会計士) ○松岡 章雄 (弁護士) 根小田 渡 (高知大学名誉教授) 玉里 恵美子 (高知大学教授)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎大隈 義和 (九州大学名誉教授、京都女子大学法学部教授) ○村上 英明 (福岡大学法科大学院教授) 田中 里美 (弁護士) 藤田 直己 (公認会計士) 文屋 俊子 (福岡県立大学人間社会学部教授)
佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (佐賀駅前法律事務所 弁護士) ○田村 浩司 (田村公認会計士事務所 公認会計士) 伊佐 淳 (久留米大学経済学部 教授) 川副 知子 (特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構 代表理事) 本田 洋子 (税理士・行政書士)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎杉原 敏夫 (長崎総合科学大学教授) ○田口 信夫 (長崎ウエスレヤン大学教授) 堀江 憲二 (弁護士(堀江法律事務所)) 井石 八千代 (NPO法人長崎さんさん21 理事長) 砺山 祐実 (公認会計士・税理士(砺山公認会計士・税理士事務所))

熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎原村 恵司 (弁護士) ○緒方 洋子 (NPO法人チェンジライフ熊本理事長) 立石 和裕 (くまもと監査法人公認会計士) 松崎 景子 (特定非営利活動法人ひと・学び支援センター 熊本常務理事) 岡本 友子 (国立大学法人熊本大学大学院法曹養成研究科 教授)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎岡村 邦彦 (弁護士) ○草野 義輔 (学校法人岩尾昭和学園理事長) 秋山 智恵子 (大分大学経済学部講師) 安藤 恭子 (司法書士) 瀬山 美恵 (税理士)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学学長) 飯田 三和 (税理士) 三島 里都子 (弁護士) 高峰 由美 (販売戦略コンサルタント)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎宮廻 甫允 (放送大学客員教授) ○野田 健太郎 (弁護士) 玉川 恵 (公認会計士) 宇都 由美子 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科准教授) 鳥丸 聡 (シンクタンク・バードウイング代表)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎渡名喜 庸安 (琉球大学大学院法務研究科長) ○金城 智誉 (弁護士(こころ法律事務所)) 幸地 啓子 (税理士(幸地啓子税理士事務所)) 糸村 和哲 (公認会計士(糸村公認会計士事務所)) 西村 オリ工 (弁護士(ゆあ法律事務所)) 儀部 和歌子 (弁護士(儀部和歌子法律事務所)) 宇佐見 幸恵 (株式会社パートナーブレイン代表)